

長崎県再犯防止推進計画 (素案)

～だれ一人取り残さない“やさしい社会”の実現を目指して～

令和3年 月

 長崎県

目 次

I	計画の概要	1
第1	計画策定の趣旨	1
第2	計画の位置づけ	2
第3	基本理念	2
第4	基本方針	2
第5	重点課題	2
第6	計画の期間	3
第7	成果指標	3
II	本県の現状とこれまでの取組	5
第1	本県の現状	5
第2	これまでの取組	5
III	施策の展開	25
第1	関係機関・団体等との連携体制の構築	25
第2	就労・住居の確保	27
1	就労の確保	27
2	住居の確保	29
第3	保健医療・福祉サービスの利用の促進等	32
1	高齢者・障害のある人への支援	32
2	薬物依存を有する人への支援	34
第4	学校等と連携した修学支援の実施、非行等の防止	37
1	学校等と連携した修学支援の実施	37
2	学校等と連携した非行防止等のための取組	38
第5	犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導のための取組等	41
1	特性に応じた効果的な指導の実施等	41
2	犯罪被害者等の心情等を理解するための取組	43
第6	民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進	46
1	民間協力者の活動促進	46
2	広報・啓発活動の推進	47
IV	計画の推進体制	49
	■用語集	※計画最終案までに整理予定

I 計画の概要

第1 計画策定の趣旨

全国の刑法犯の認知件数は平成8（1996）年以降、毎年戦後最多を記録し、平成14年（2002）にピークを迎えましたが、犯罪抑止のための様々な取組の結果、平成15（2003）年以降、減少傾向にあります。一方で、刑法犯検挙者に占める再犯者の割合は上昇傾向にあり、平成28（2016）年には約半数の48.7%となり、再犯防止対策を推進する必要性と重要性が指摘されました。

平成28年（2016）12月に公布、施行された再犯の防止等の推進に関する法律（以下、「再犯防止推進法」という。）の第4条第2項では、県は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有することとされました。

また、同法第8条第1項では、県は、国の再犯防止推進計画を勘案して、県における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めることとされました。

県は、こうした現状を踏まえ、起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設出所者、非行少年若しくは非行少年であった者（以下、「犯罪をした者等」という。）が立ち直り、地域社会の一員として、ともに生き、支え合う社会づくりを促進するため、令和3（2021）年度を初年度とした長崎県再犯防止推進計画を策定します。

平成27（2015）年9月、ニューヨークの国連本部において「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals 略称SDGs）を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。日本政府も、平成28（2016）年5月20日に内閣総理大臣を本部長、全閣僚を本部員とする「持続可能な開発目標推進本部」を設置、同年12月22日には、「SDGs実施指針」を策定し、その中で、各地方自治体に「各種計画や戦略、方針の策定や改定に当たってはSDGsの要素を最大限反映することを推奨」することとしています。犯罪をした者等の再犯防止に関しては、「SDGs実施指針」の優先課題とされていることから、本計画においても今後、この趣旨を踏まえて取り組みます。



再犯防止推進分野で貢献が可能であると考えられる目標

 1 貧困をなくそう	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	 2 飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
 3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	 4 質の高い教育をみんなに	すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
 5 ジェンダー平等を達成しよう	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	 8 働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
 10 人や国の不平等をなくそう	各国内及び各国間の不平等を是正する	 11 住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
 16 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する	 17 パートナリシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

第2 計画の位置づけ

この計画は、再犯防止推進法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定する計画です。

第3 基本理念

だれ一人取り残さない“やさしい社会”の実現を目指します。

第4 基本方針及び重点課題

国の再犯防止推進計画に掲げられている5つの基本方針を踏まえ、犯罪をした者等が社会において孤立することなく円滑な社会復帰ができるよう支援助し、その結果として、県民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会が実現されるよう、次の重点課題に取り組みます。

第5 重点課題

- 1 関係機関・団体等との連携体制の構築
- 2 就労・住居の確保
- 3 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- 4 学校等と連携した修学支援の実施、非行等の防止
- 5 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導のための取組等
- 6 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

第6 計画の期間

令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とします。

第7 成果指標

再犯防止推進施策を進める上での成果指標を次のとおり設定し、その達成に向けて取り組みを進め、達成状況を検証します。

長崎県における刑法犯検挙者中の再犯者数を、令和7（2025）年度末までに714人以下（基準値の20%減）にする。

【基準値】令和元（2019）年の刑法犯検挙者中の再犯者数（892人）
（出典：法務省提供データ）

国の再犯防止推進計画における5つの基本方針

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分りやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

Ⅱ 本県の現状とこれまでの取組

第1 本県の現状

本県における刑法犯認知件数は、平成以降のピークとなった平成 15 (2003) 年の 14,454 件から 16 年連続減少し、令和元 (2019) 年には 3,394 件 (表Ⅱ-1 参照) と、平成 15 (2003) 年の約 4 分の 1 を記録しました。

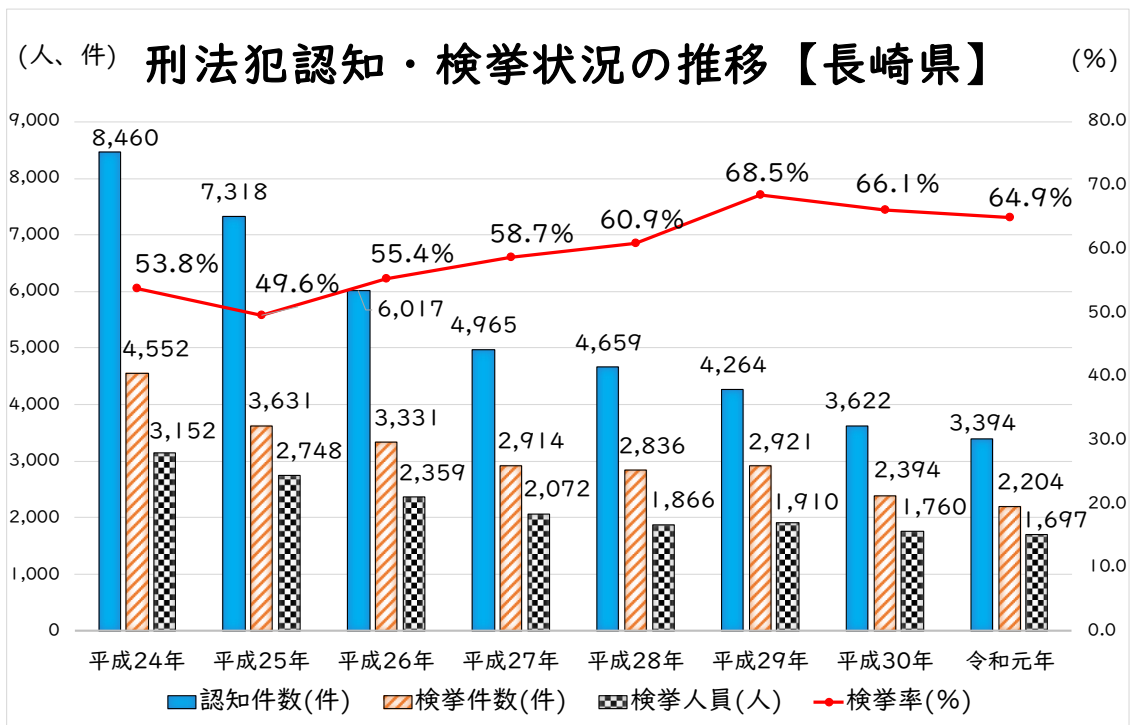
一方で、県内における刑法犯検挙者に占める再犯者の割合 (再犯者率) は近年 50% 付近を推移しており微増傾向にあることから (表Ⅱ-3 参照)、県民が、安全・安心に暮らすことができる長崎県の実現には「再犯の防止」が重要な取組の一つとなっています。

第2 これまでの取組

犯罪をした者等の中には、福祉的支援が必要でありながら適切なサービスに繋がっていない、あるいは、就労先や住居が確保できないまま矯正施設を出所したことなどにより、社会に受け入れられにくく再び犯罪を行ってしまう人が存在します。

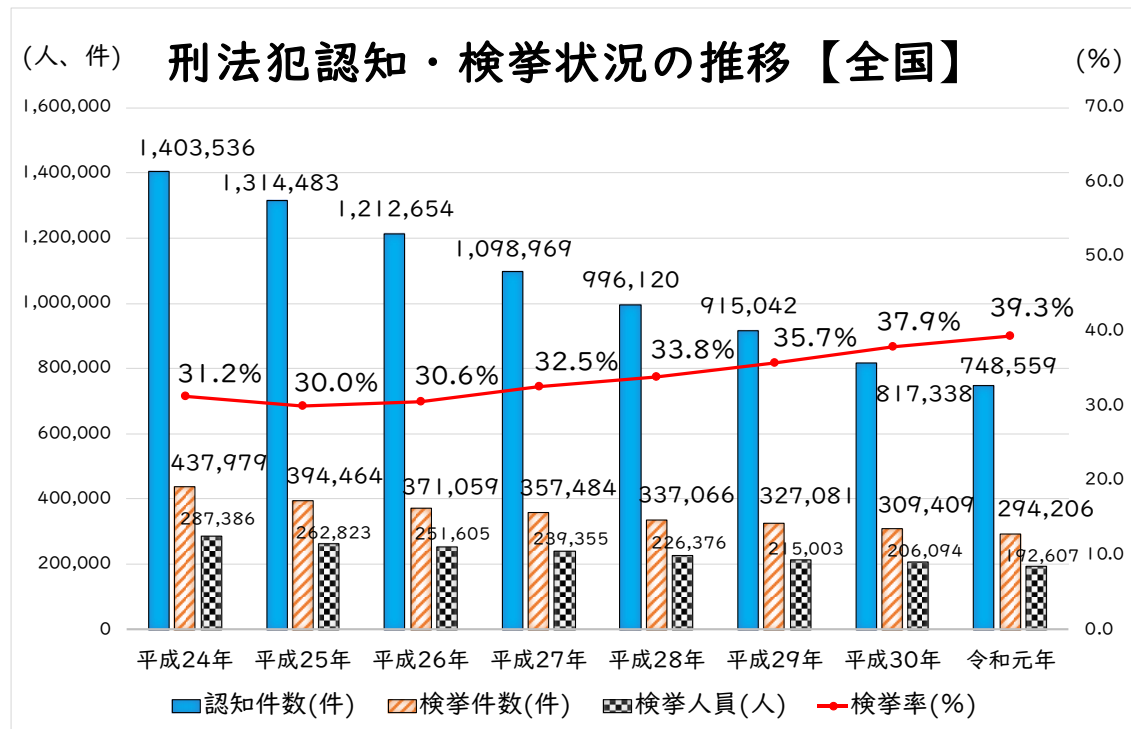
犯罪をした者等に対する更生保護、再犯防止に対する施策は、これまで各司法関係団体や民間協力者等による支援が行われており、県においては、長崎県地域生活定着支援センターの設置・運営や、「社会を明るくする運動」の推進など、国や関係団体と連携して取組を行ってきました。

(表Ⅱ－１)



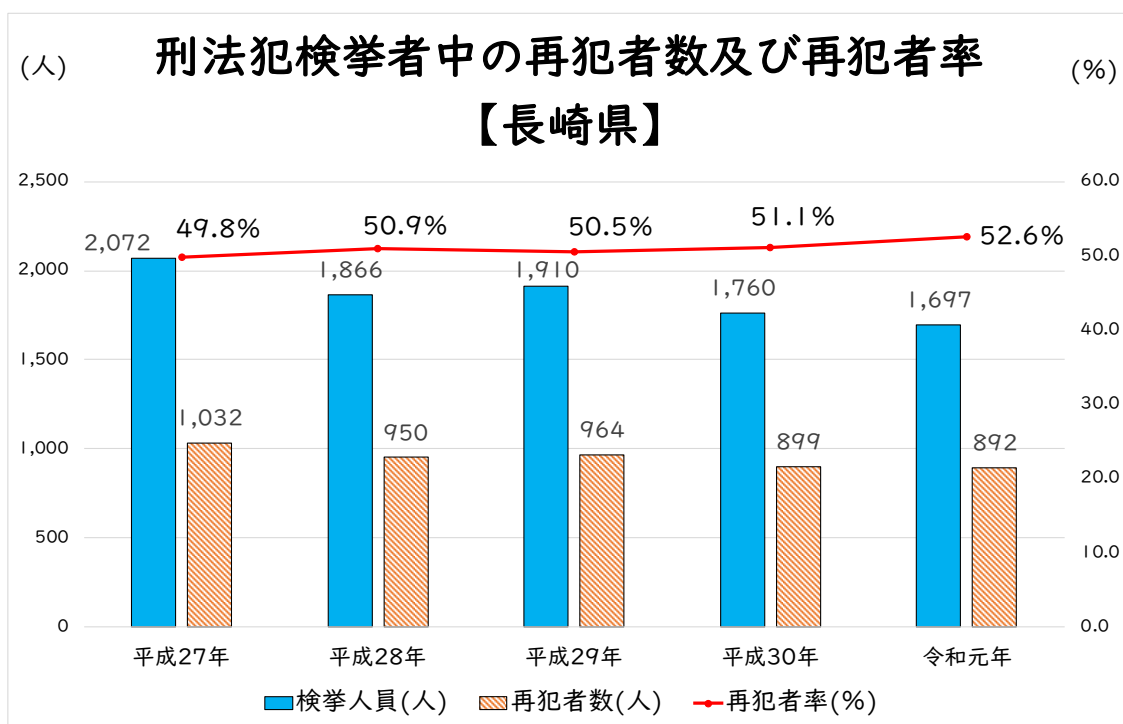
*警察庁・犯罪統計を基に長崎県が作成

(表Ⅱ－２)

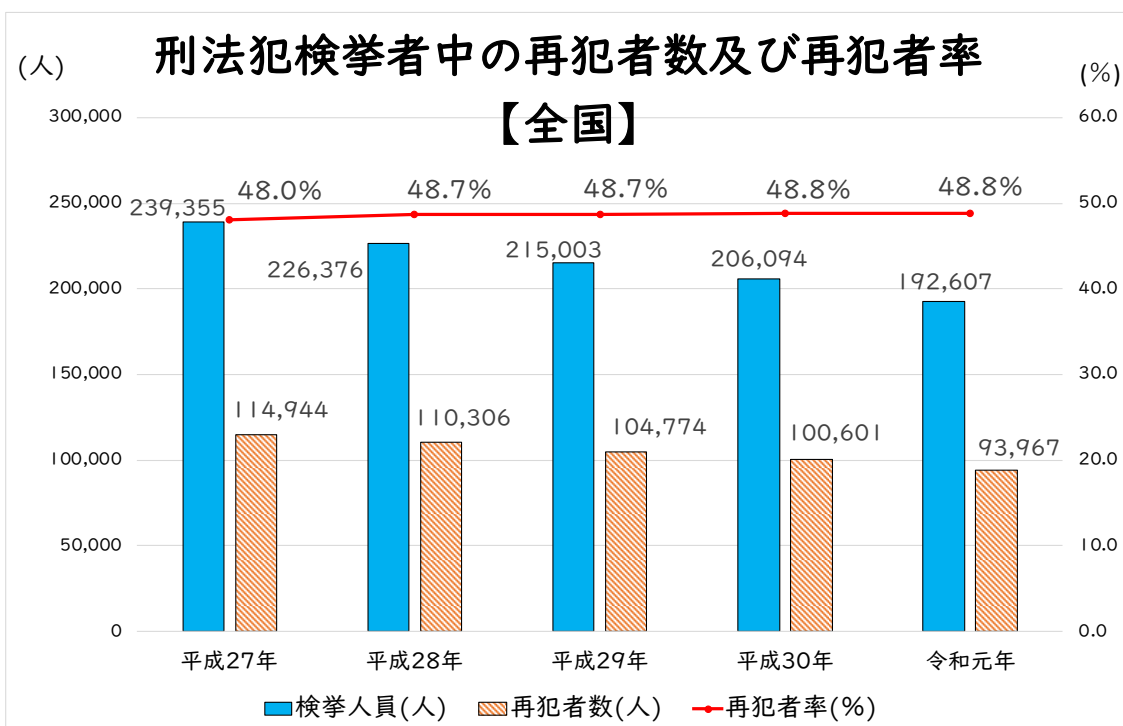


注) 令和元年犯罪白書(警察庁・犯罪統計による)及び警察庁・犯罪統計を基に長崎県が作成
注2) 平成24年から平成26年までは、危険運転致死傷を含む

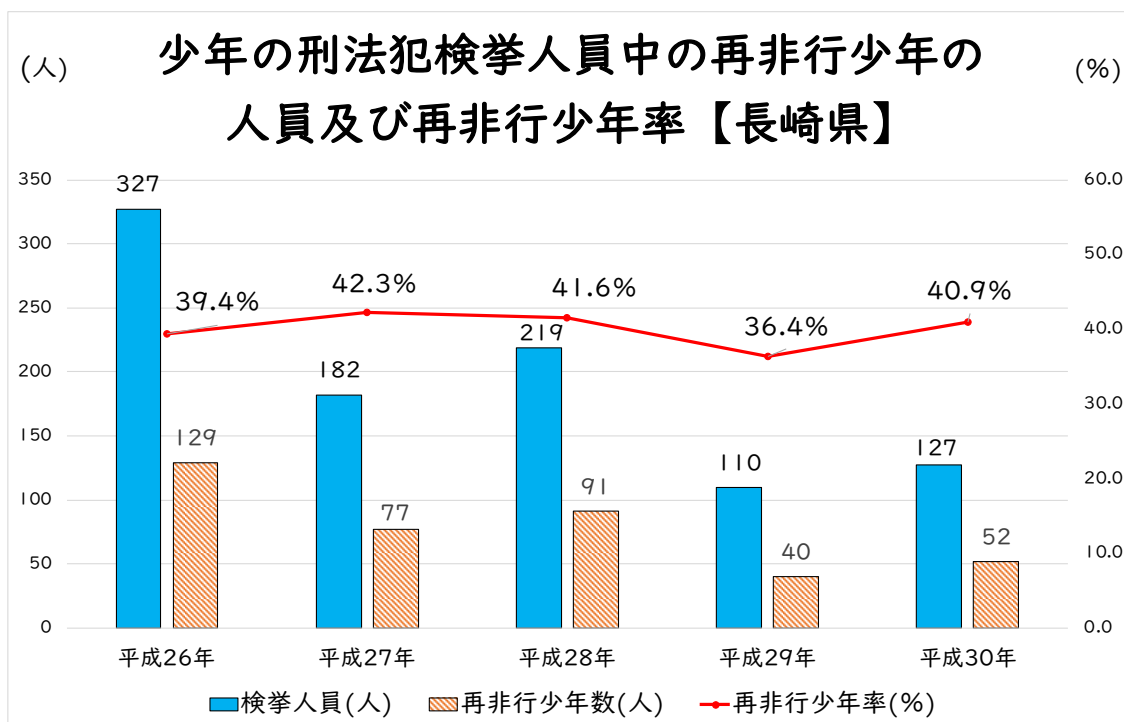
(表Ⅱ－3)



(表Ⅱ－4)

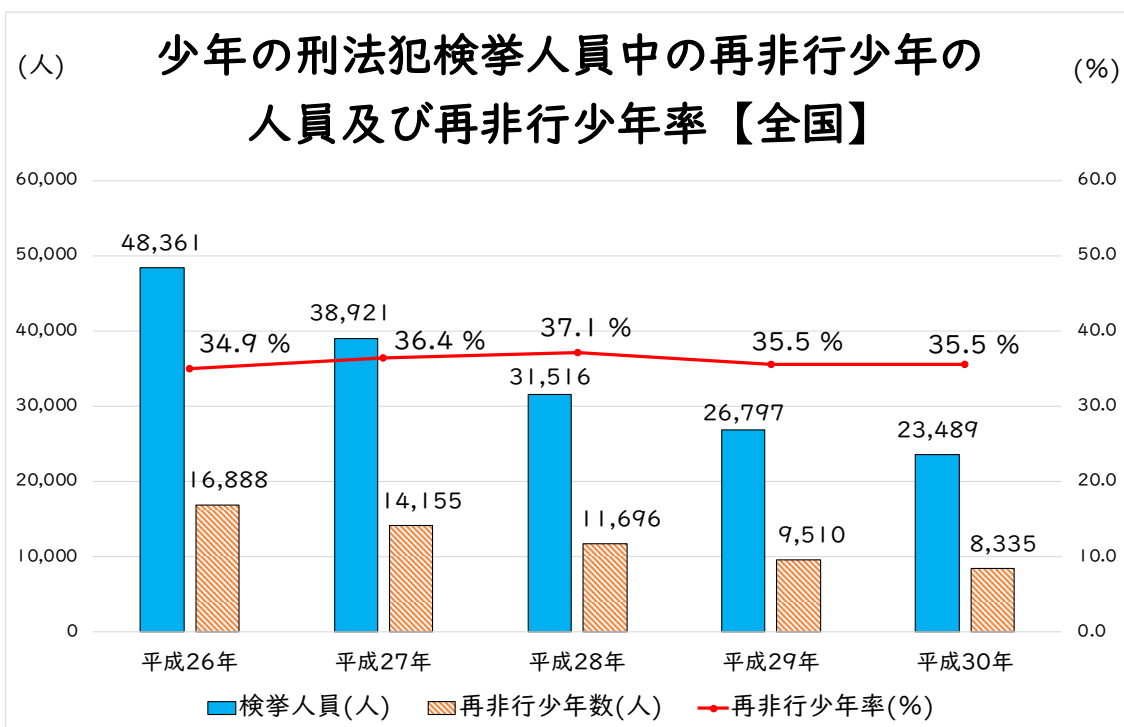


(表Ⅱ－５)



注) 長崎県警統計資料を基に長崎県が作成
注2) 触法少年を含まない

(表Ⅱ－６)



注) 令和元年版犯罪白書資料(警察庁の統計による)を基に長崎県が作成
注2) 触法少年を含まない

(表Ⅱ－7)

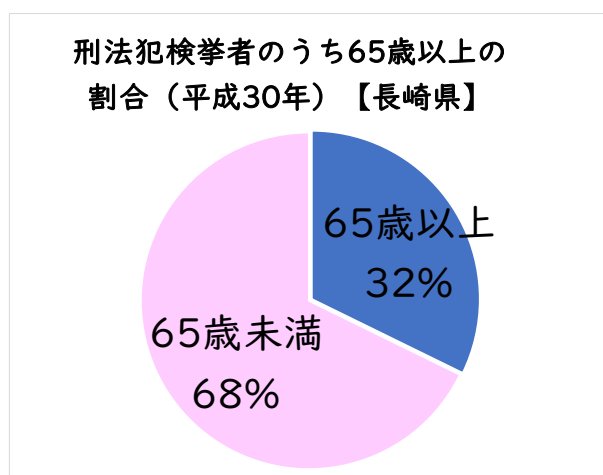
刑法犯及び薬物事犯における検挙者の状況（平成30年）

区分		刑法犯検挙者数							薬物事犯
		総数	【内数】						
			凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯		
長 崎 県	総数 (人)	1,647	19	394	977	108	25	41	
	再犯者数 (人)	858	10	194	519	62	14	34	
	再犯者率 (%)	52.1	52.6	49.2	53.1	57.4	56.0	82.9	
	無職者 (人)	830	14	132	576	50	6	14	
	無職者の割合 (%)	50.4	73.7	33.5	59.0	46.3	24.0	34.1	
	65歳以上 (人)	531	3	93	393	13	4	2	
	65歳以上の割合 (%)	32.2	15.8	23.6	40.2	12.0	16.0	4.9	

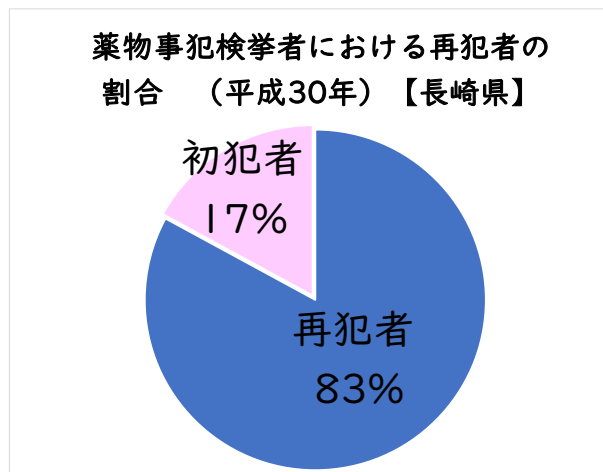
注) 法務省矯正局提供データ（少年は含まず）を基に長崎県が作成したもの

注2) 薬物事犯は、覚醒剤取締法、麻薬等取締法、大麻取締法の検挙者数及び再犯者数の合計

(図Ⅱ－1)



(図Ⅱ－2)



(表Ⅱ－８)

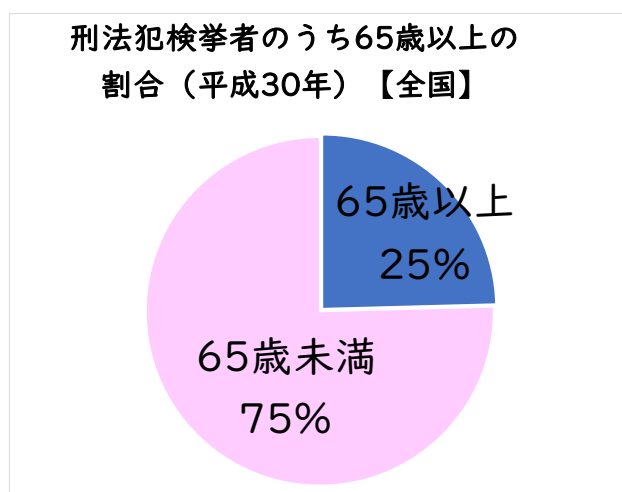
刑法犯及び薬物事犯における検挙者の状況（平成30年）

区分		刑法犯検挙者数						薬物事犯
		総数	【内数】					
			凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	
全国	総数 (人)	182,124	3,705	48,101	88,995	11,061	5,082	13,000
	再犯者数 (人)	92,023	2,081	22,283	48,309	6,221	2,186	10,066
	再犯者率 (%)	50.5	56.2	46.3	54.3	56.2	43.0	77.4
	無職者 (人)	83,562	1,707	14,209	52,854	4,940	1,035	5,713
	無職者の割合 (%)	45.9	46.1	29.5	59.4	44.7	20.4	43.9
	65歳以上 (人)	44,767	408	6,627	31,851	1,107	529	424
	65歳以上の割合 (%)	24.6	11.0	13.8	35.8	10.0	10.4	3.3

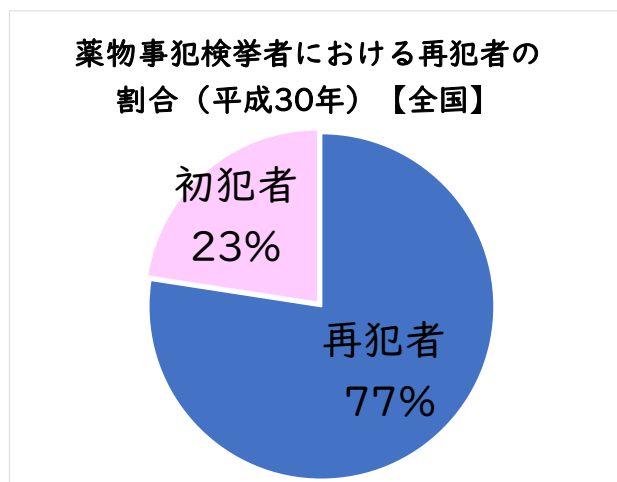
注) 法務省矯正局提供データ（少年は含まず）を基に長崎県が作成したもの

注2) 薬物事犯は、覚醒剤取締法、麻薬等取締法、大麻取締法の検挙者数及び再犯者数の合計

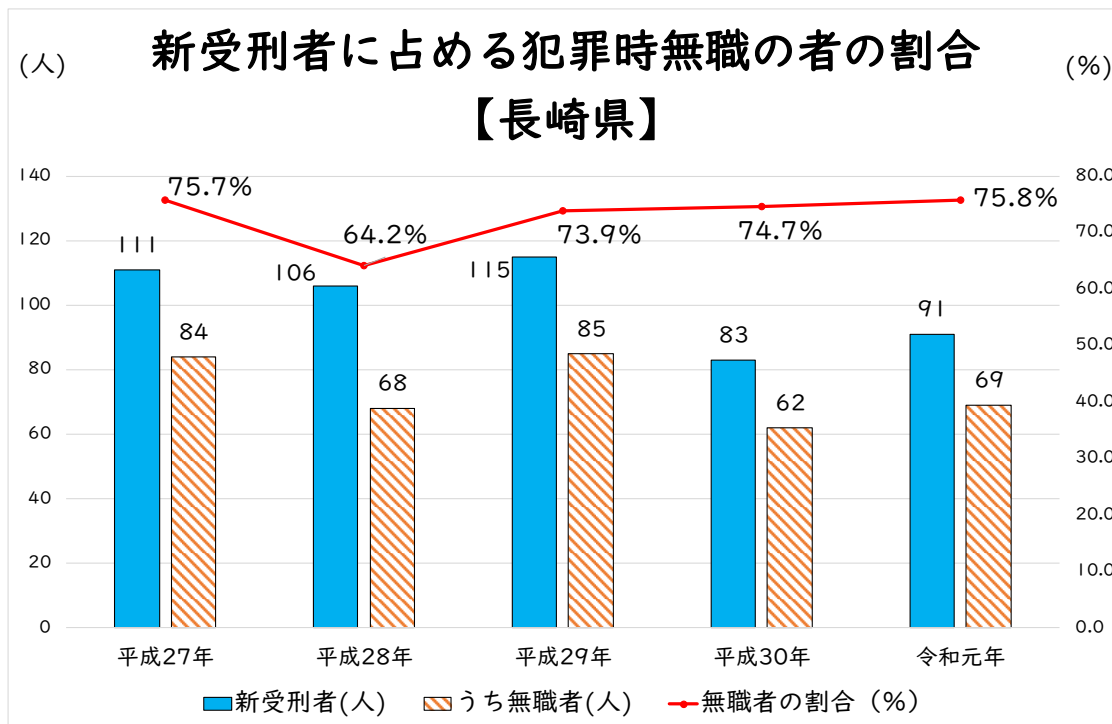
(図Ⅱ－３)



(図Ⅱ－４)



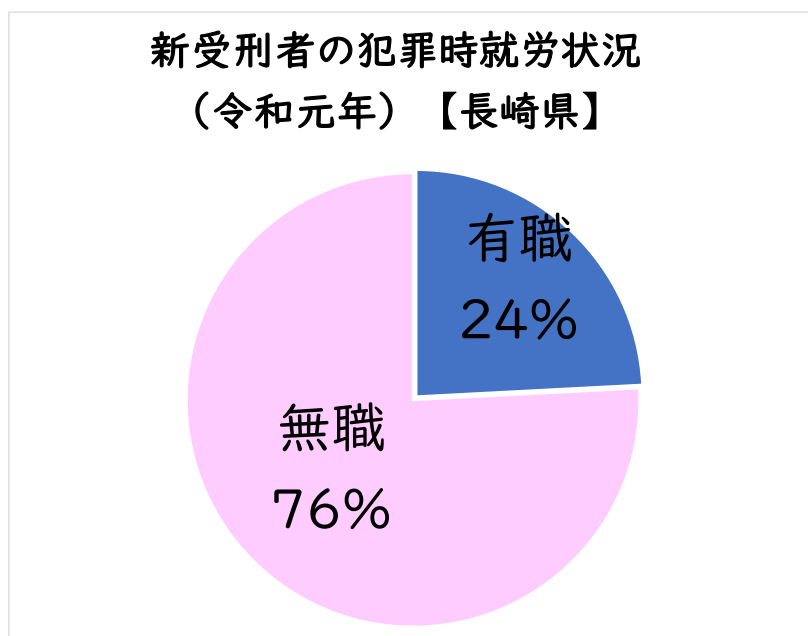
(表Ⅱ-9)



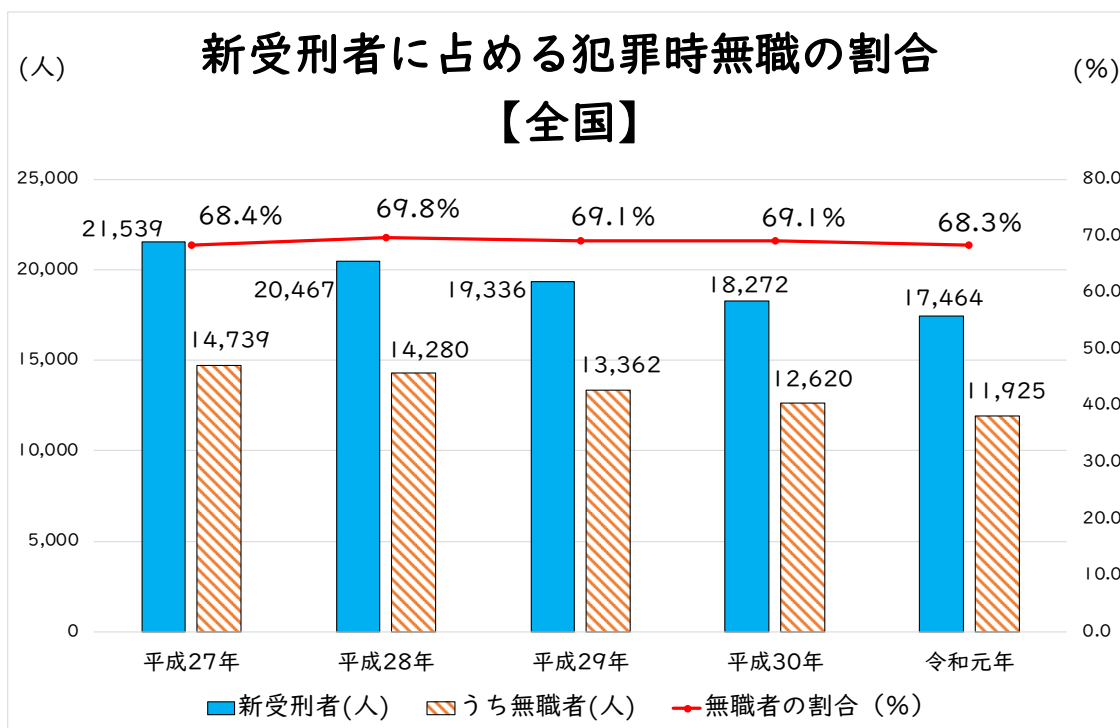
注) 法務省矯正局提供データを基に長崎県が作成したもの

注2) 犯罪時に長崎県に居住していた者

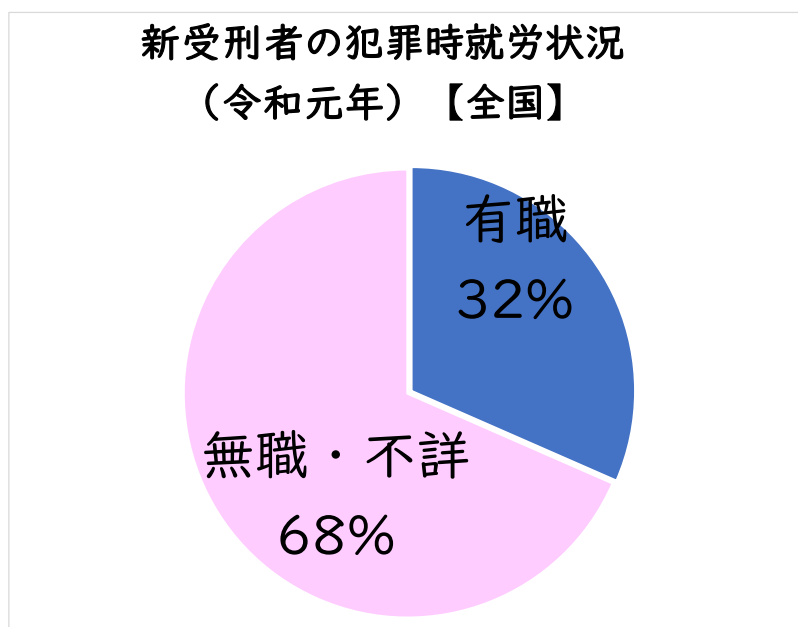
(図Ⅱ-5)



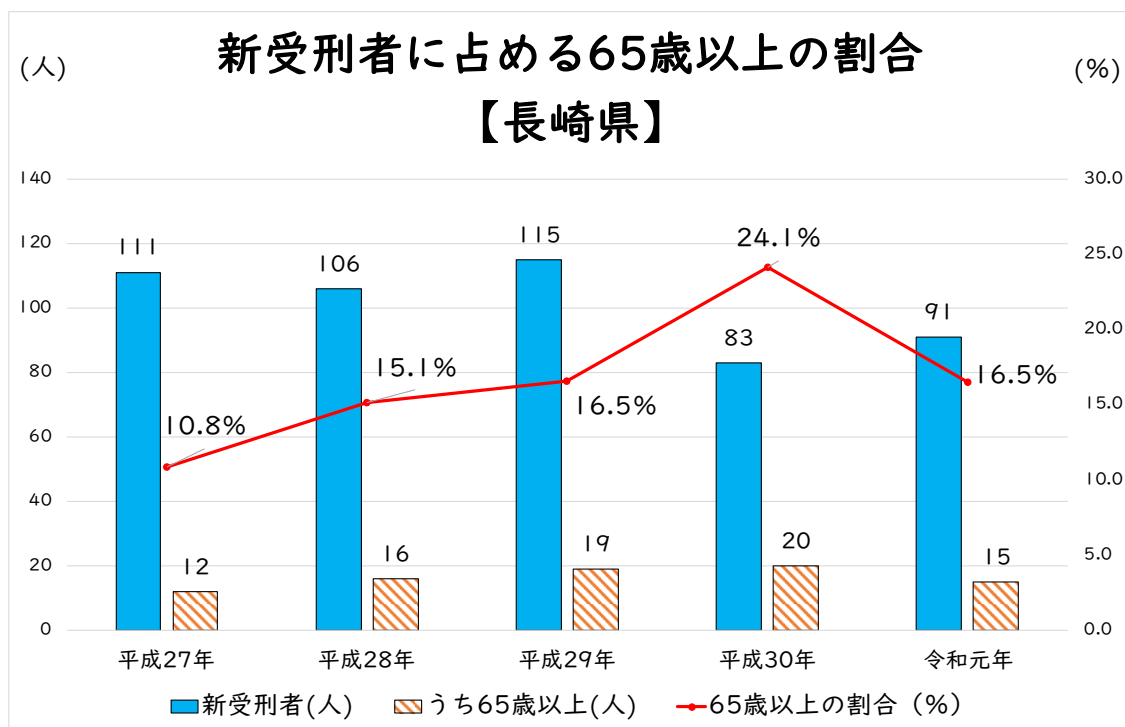
(表Ⅱ-10)



(図Ⅱ-6)

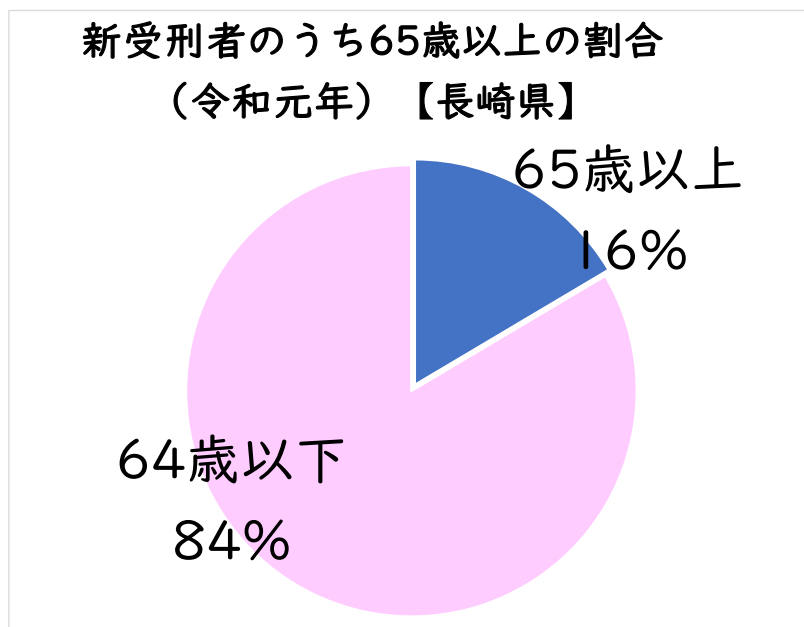


(表Ⅱ－Ⅰ)

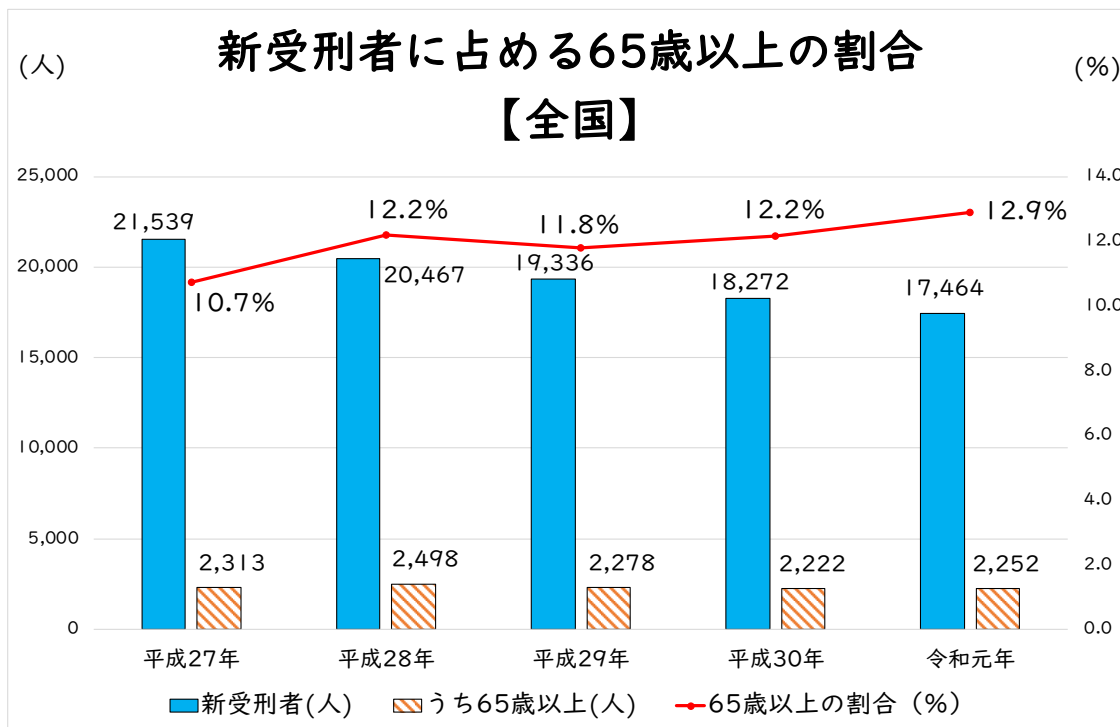


注) 法務省矯正局提供データ(少年は含まず)を基に長崎県が作成したもの
注2) 犯罪時に長崎県に居住していた者

(図Ⅱ－7)

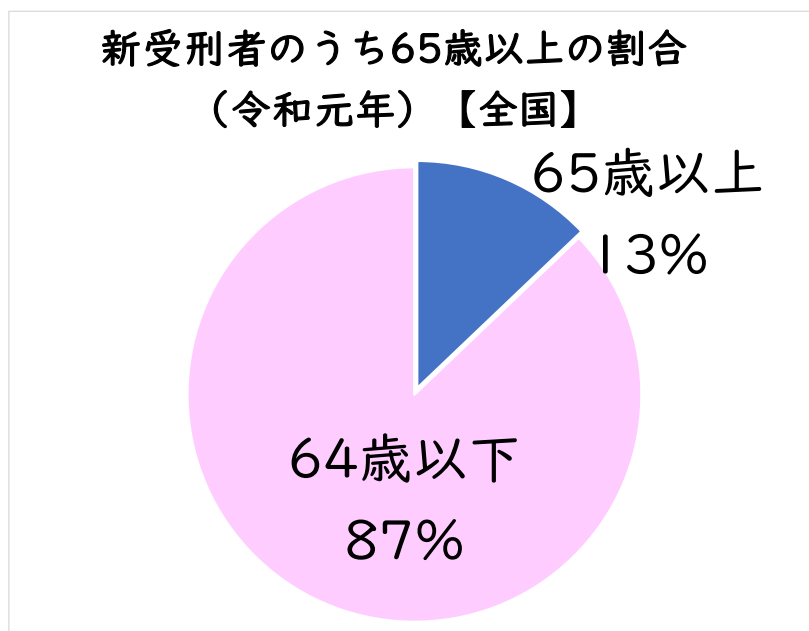


(表Ⅱ－12)

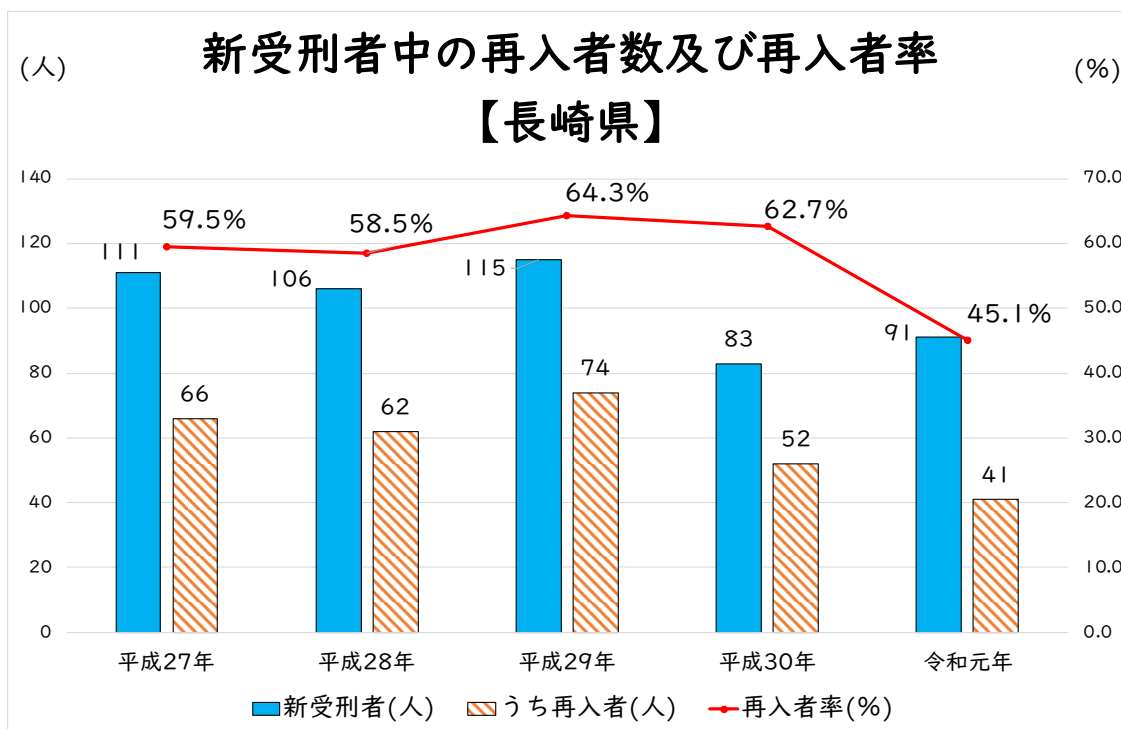


注) 法務省矯正局提供データ(少年は含まず)を基に長崎県が作成したもの

(図Ⅱ－8)

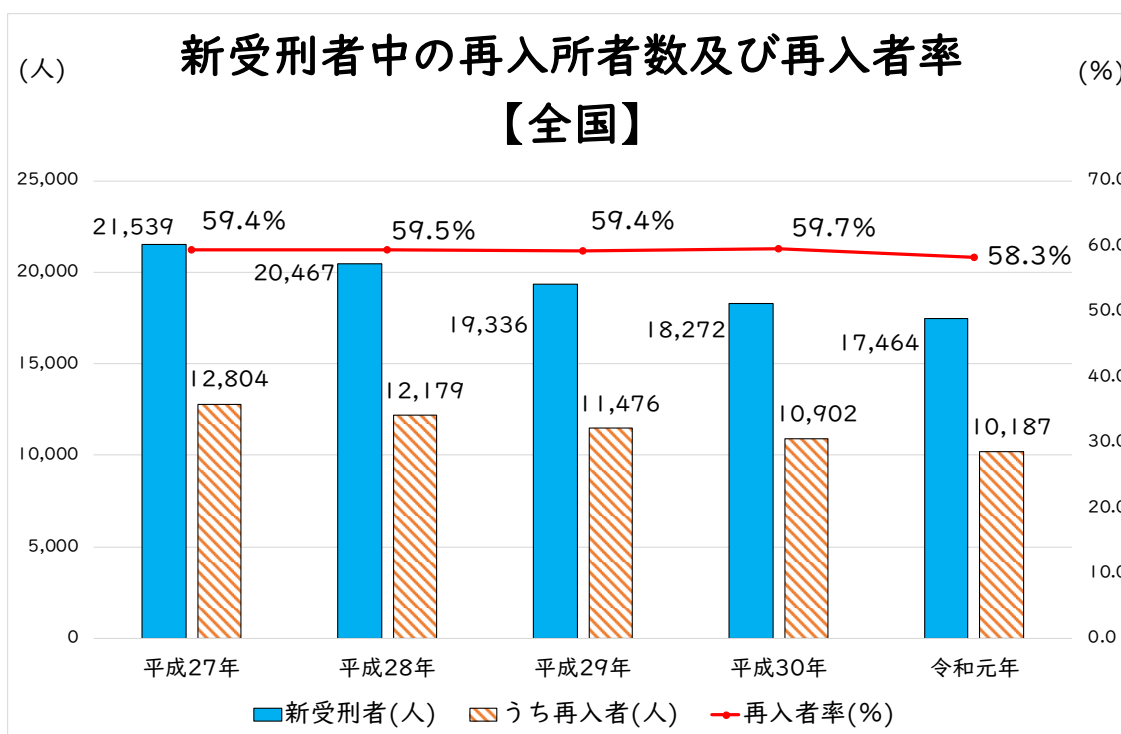


(表Ⅱ-13)



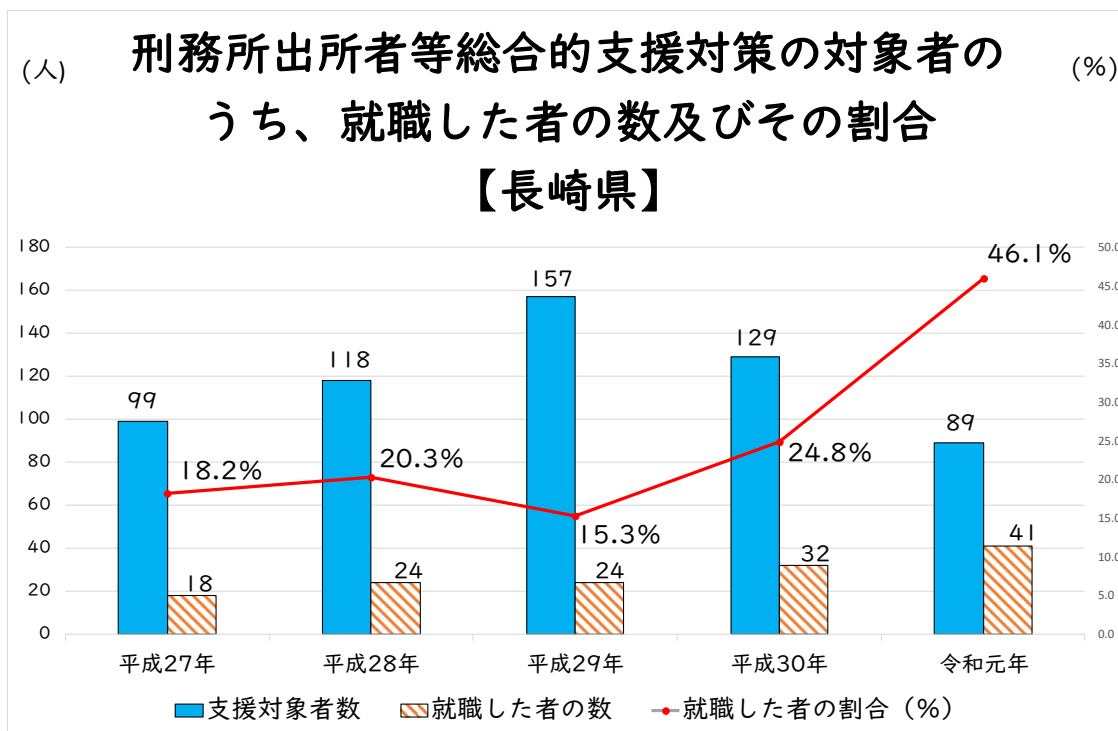
注) 法務省提供データを基に長崎県が作成したもの
注2) 犯罪時に長崎県に居住していた者
注3) 再入者率は、新受刑者のうちの再入者の割合

(表Ⅱ-14)

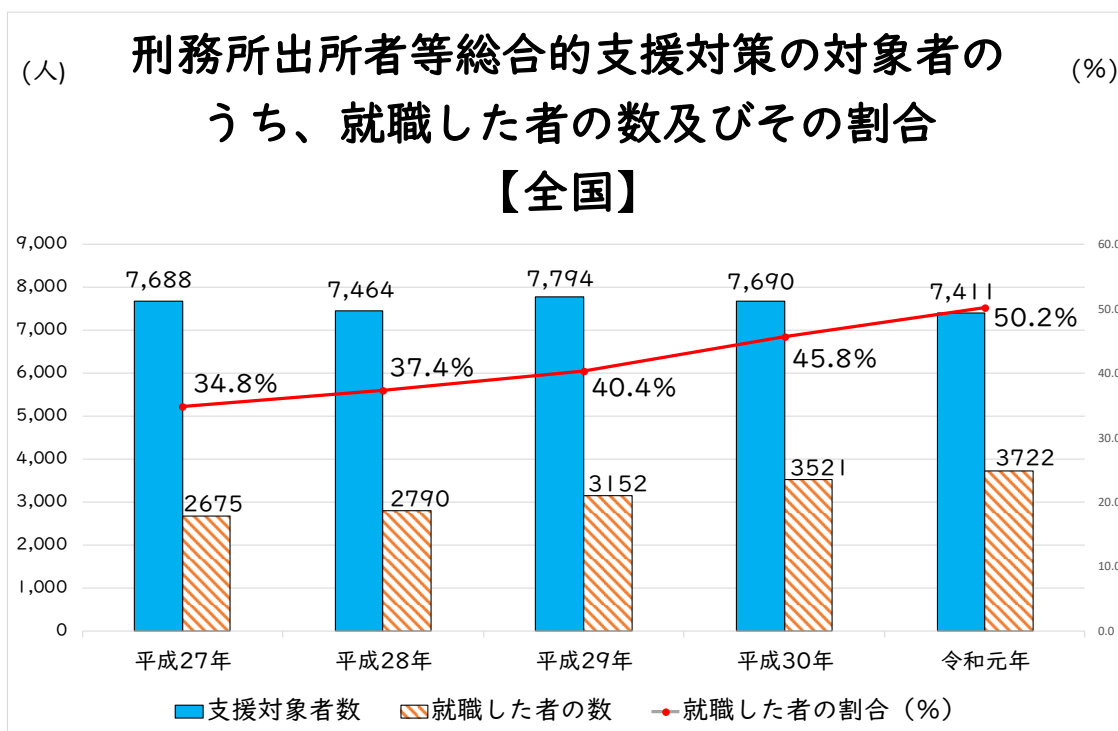


注) 法務省提供データを基に長崎県が作成したもの
注2) 再入者率は、新受刑者のうちの再入者の割合

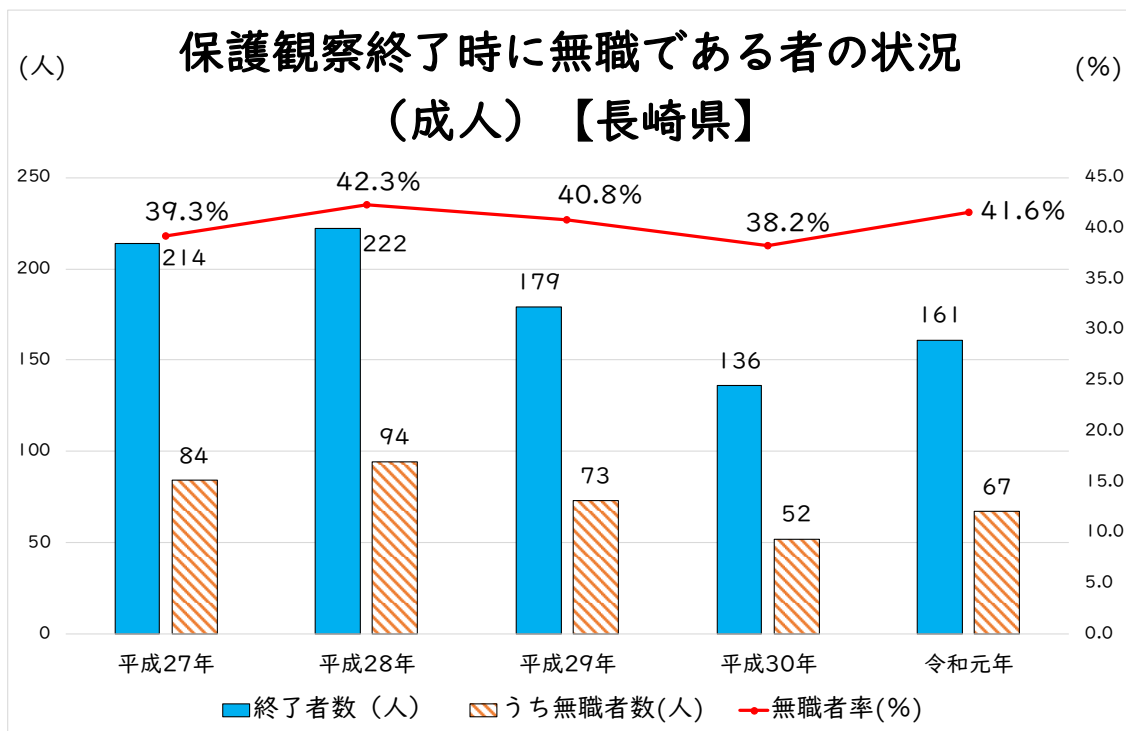
(表Ⅱ－15)



(表Ⅱ－16)

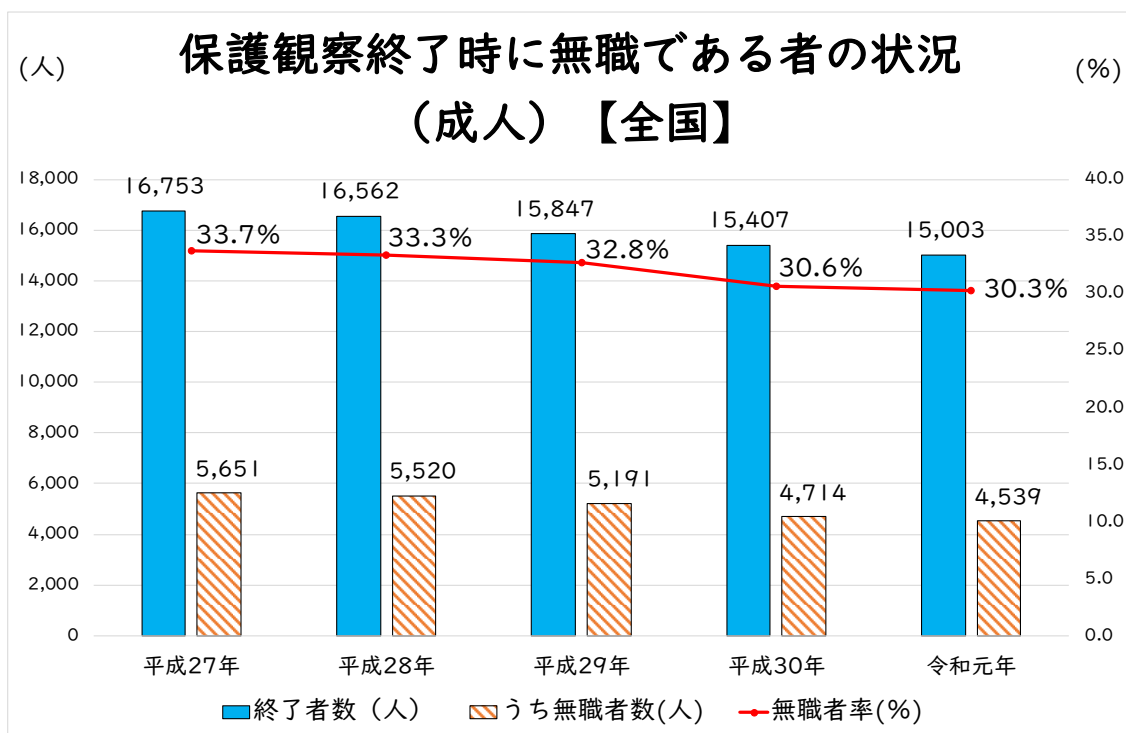


(表Ⅱ-17)



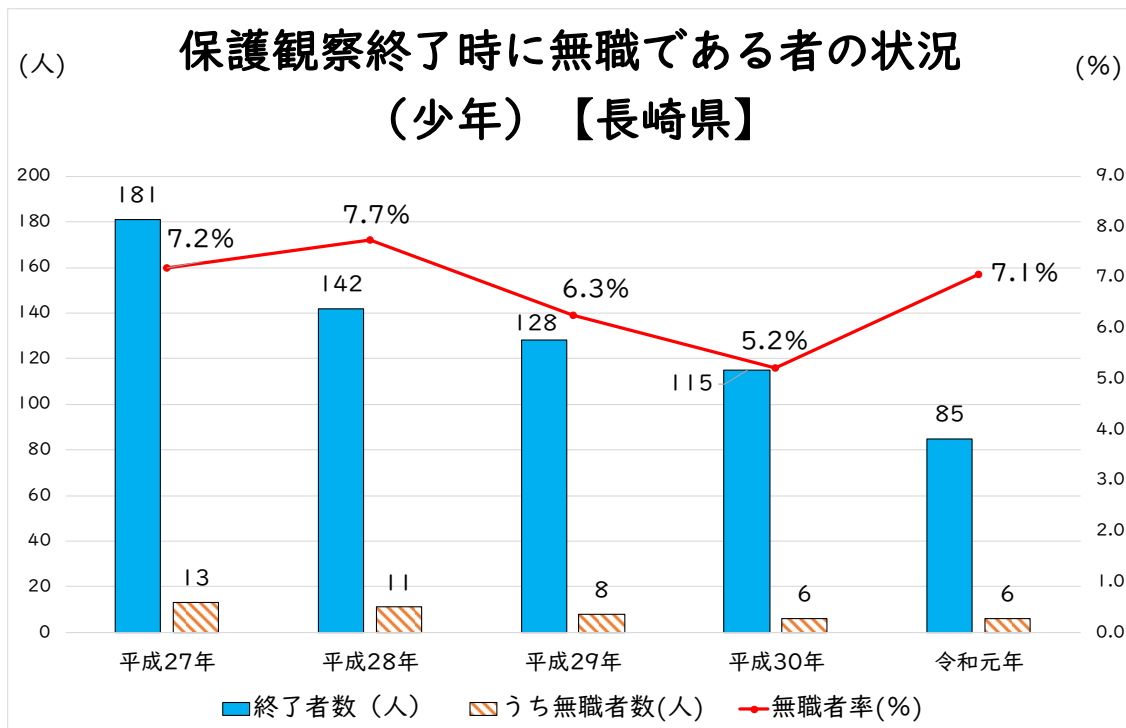
注) 法務省提供データを基に長崎県が作成
注2) 職業不詳の者を除く
注3) 成人とは、仮釈放者及び保護観察付全部執行猶予者

(表Ⅱ-18)



注) 法務省提供データを基に長崎県が作成
注2) 職業不詳の者を除く
注3) 成人とは、仮釈放者及び保護観察付全部執行猶予者

(表Ⅱ-19)

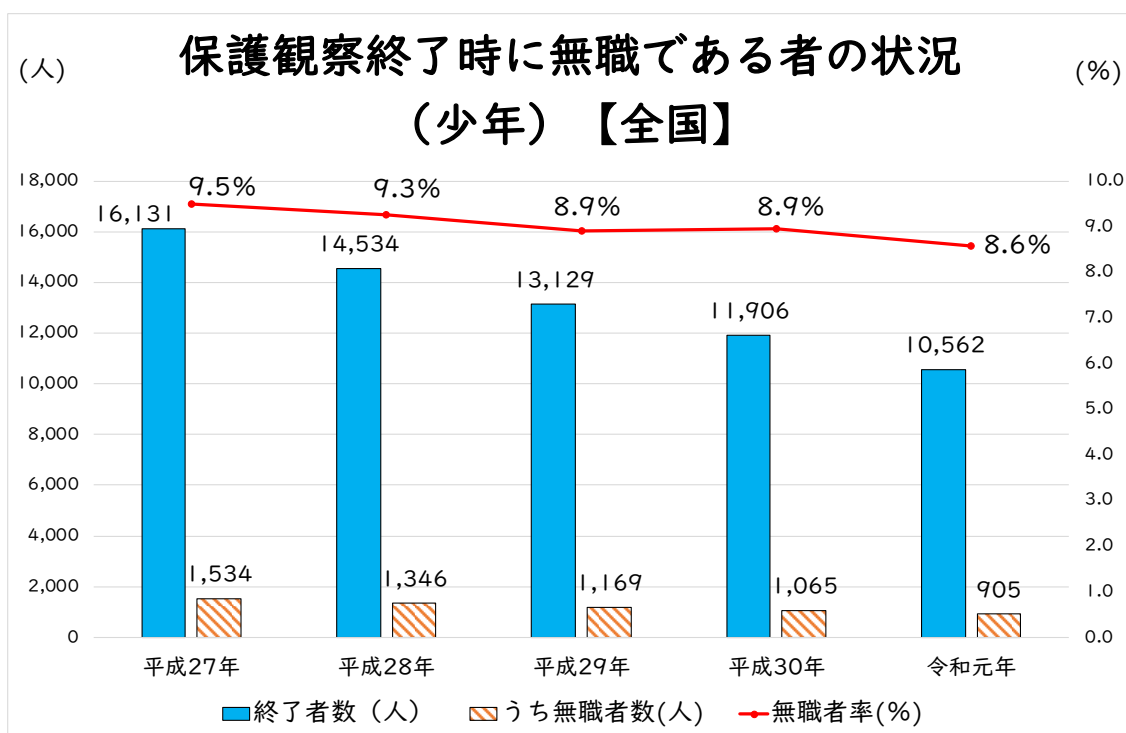


注) 法務省提供データを基に長崎県が作成

注2) 職業不詳の者を除く

注3) 少年とは、保護観察処分少年(交通短期保護観察の対象者を除く)及び少年院仮退院者

(表Ⅱ-20)

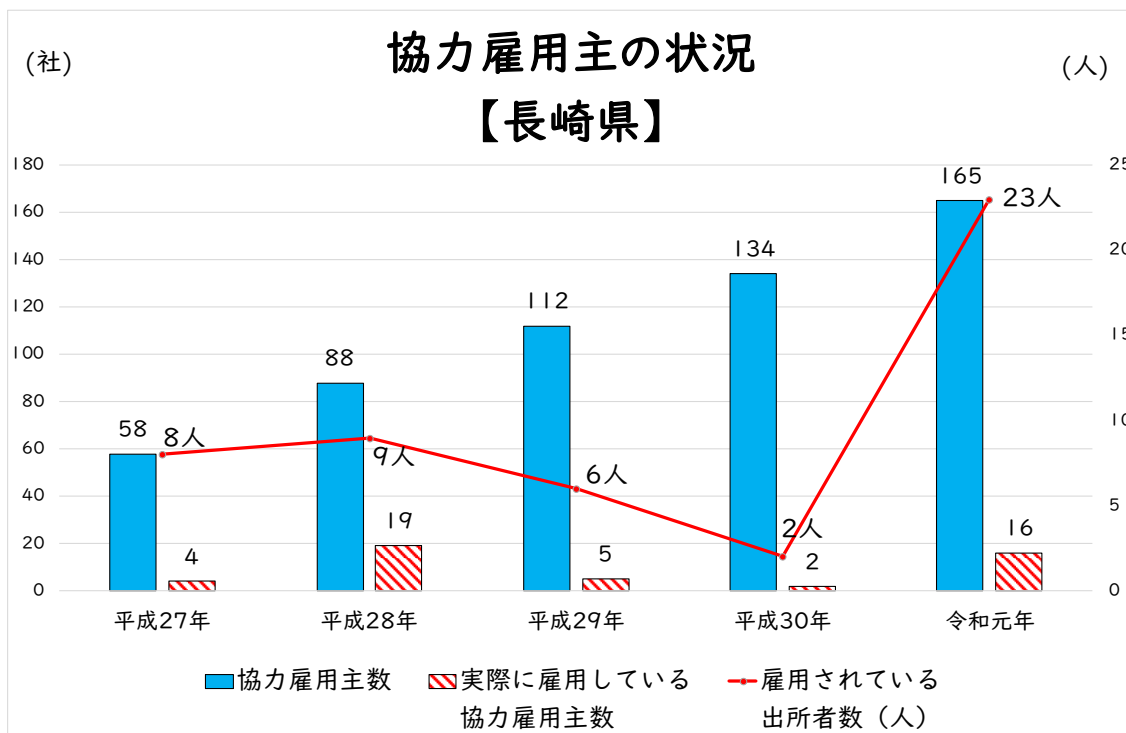


注) 法務省提供データを基に長崎県が作成

注2) 職業不詳の者を除く

注3) 少年とは、保護観察処分少年(交通短期保護観察の対象者を除く)及び少年院仮退院者

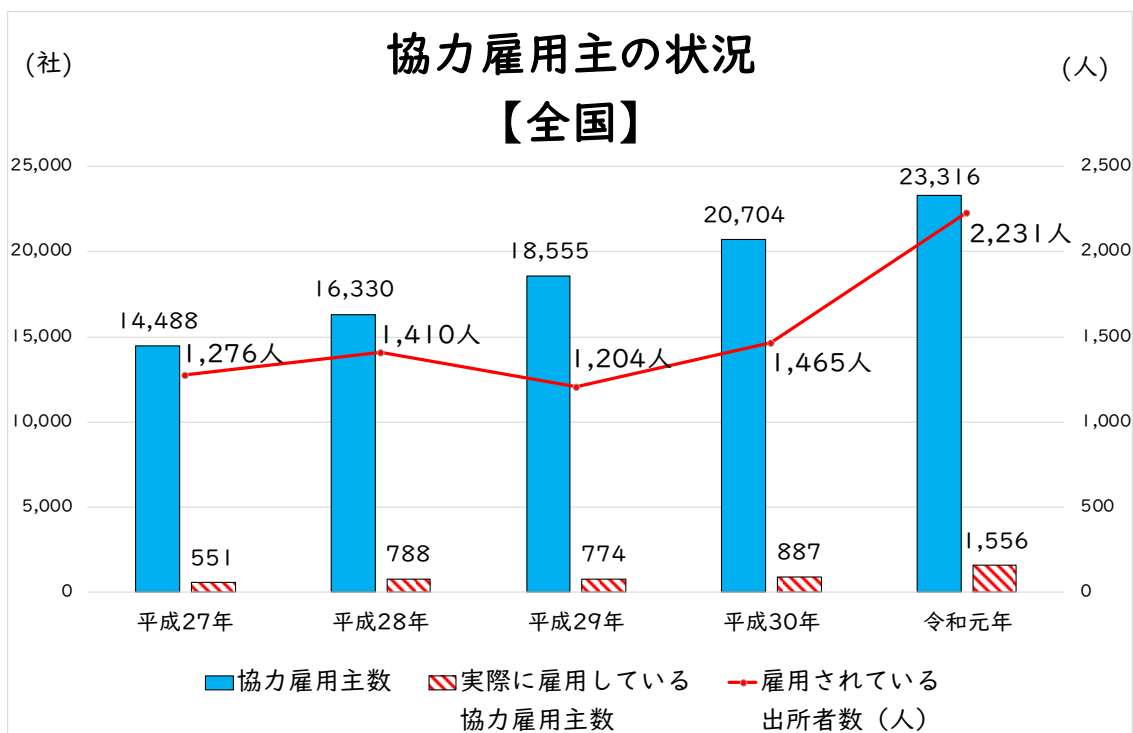
(表Ⅱ-21)



注) 法務省提供データを基に長崎県が作成

注2) 平成27年から平成30年までは4月1日現在、令和元年から10月1日現在

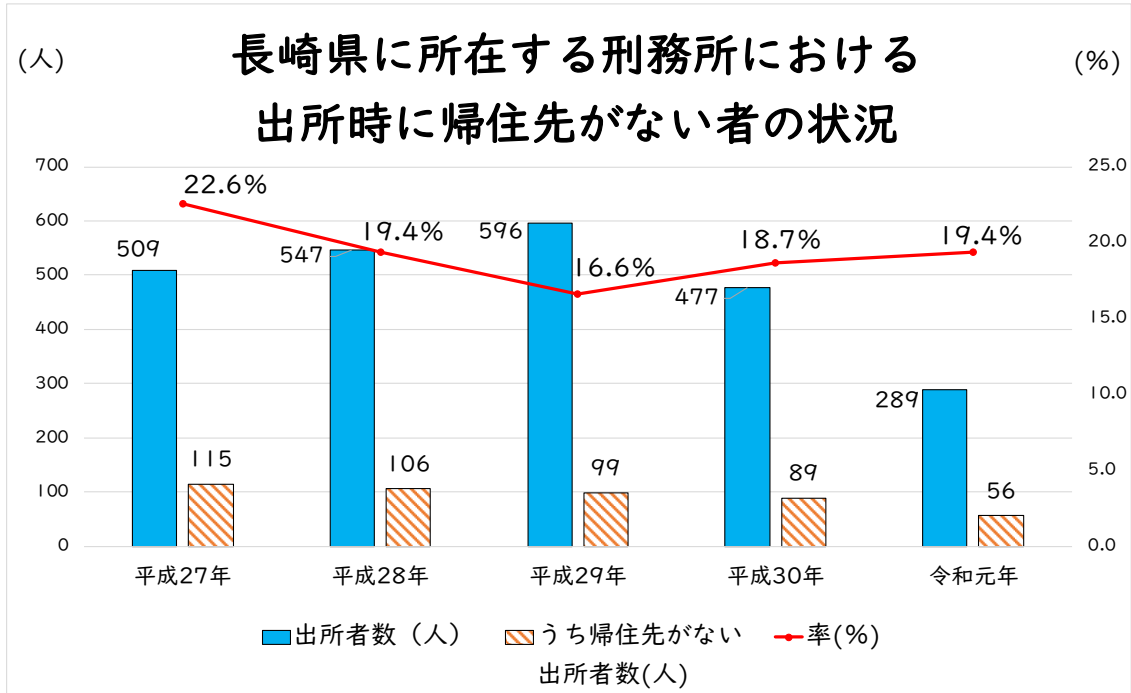
(表Ⅱ-22)



注) 法務省提供データを基に長崎県が作成

注2) 平成27年から平成30年までは4月1日現在、令和元年から10月1日現在

(表Ⅱ-23)

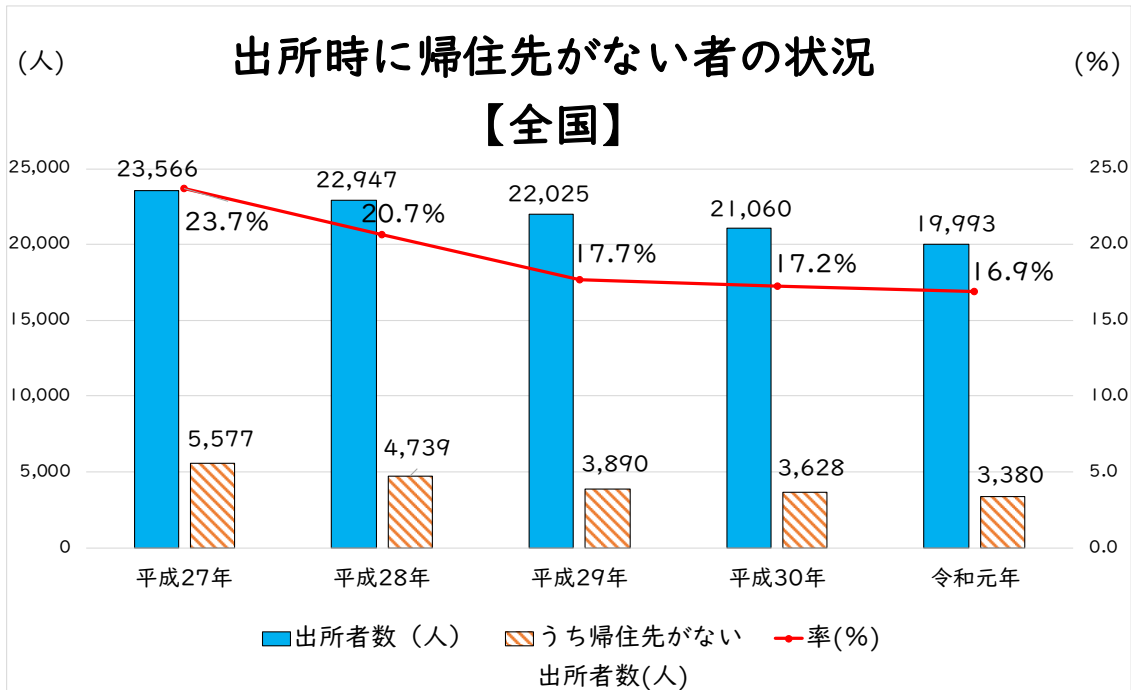


注) 法務省提供データを基に長崎県が作成

注2) 長崎県内の刑事施設を出所した者の数値

注3) 「帰住先がない者」とは、健全な社会生活を営む上で適切な帰住先を確保できないまま満期釈放により出所した者をいい、帰住先が不明の者や暴力団関係者のもとである者などを含む

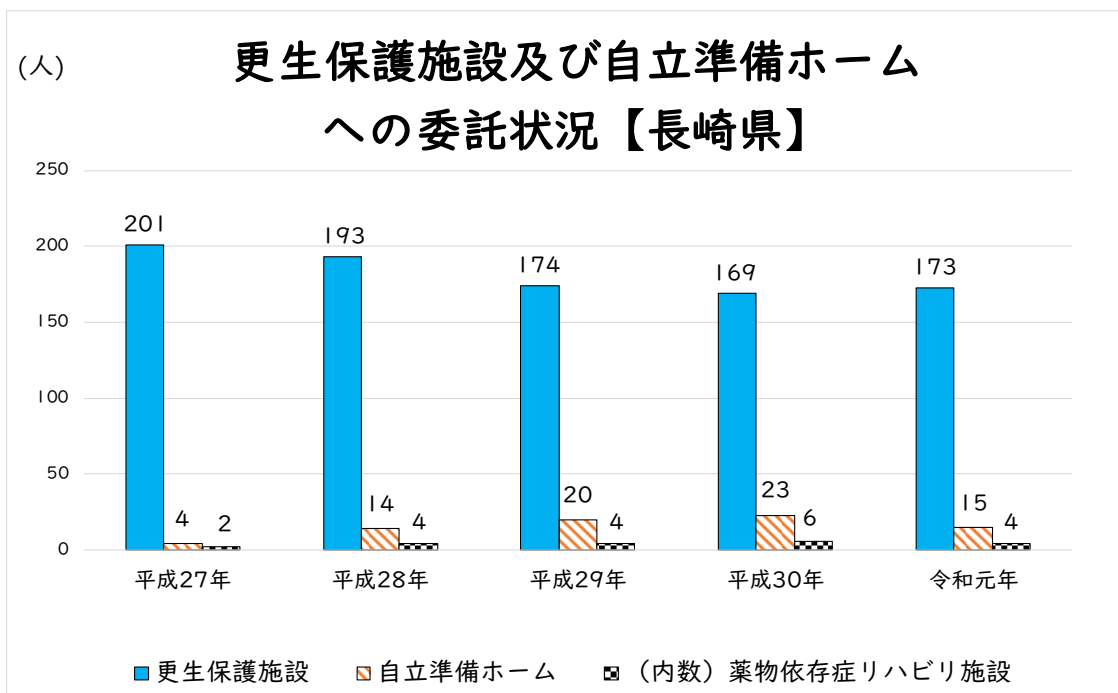
(表Ⅱ-24)



注) 法務省提供データを基に長崎県が作成

注2) 「帰住先がない者」とは、健全な社会生活を営む上で適切な帰住先を確保できないまま満期釈放により出所した者をいい、帰住先が不明の者や暴力団関係者のもとである者などを含む

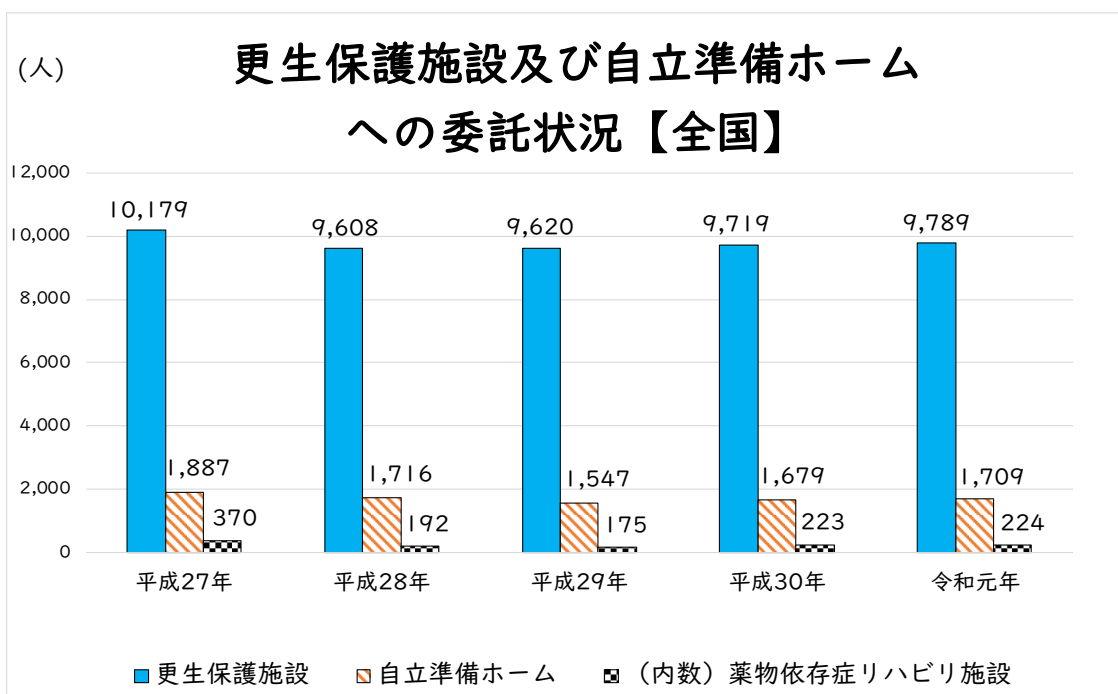
(表Ⅱ-25)



注) 法務省提供データを基に長崎県が作成

注2) 自立準備ホームについては、薬物依存症リハビリ施設(ダルク等の薬物依存からの回復を目的とした施設のうち、自立準備ホームに登録されているもの)への委託人員数(内数)を含む

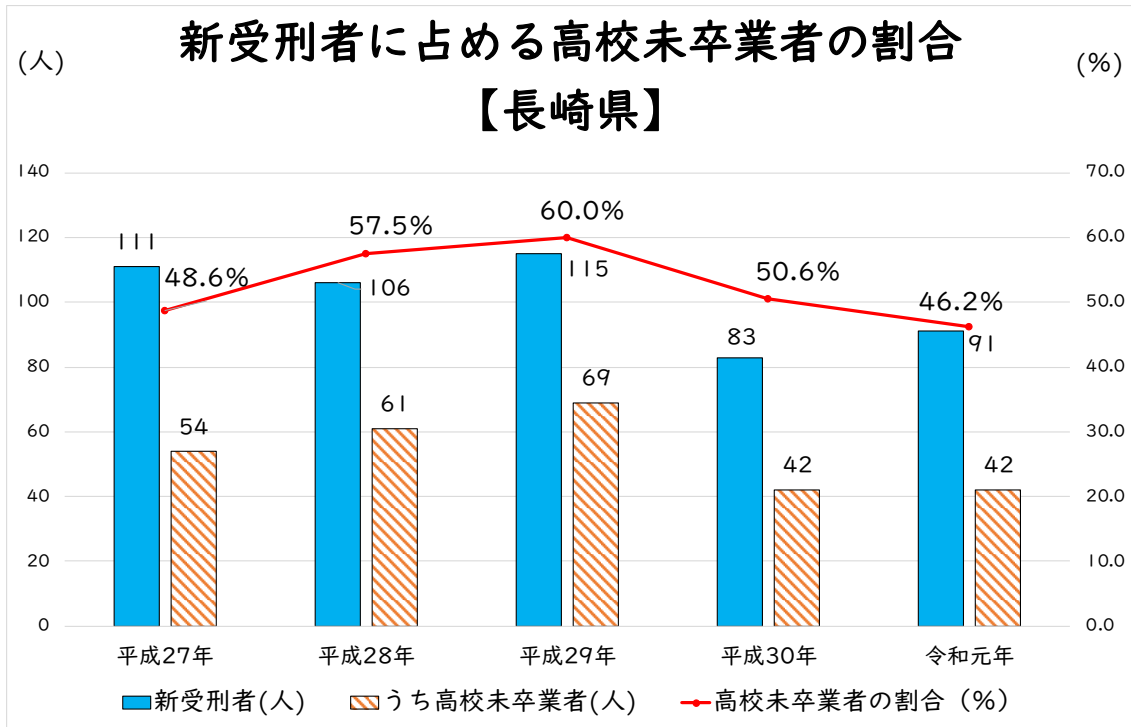
(表Ⅱ-26)



注) 法務省提供データを基に長崎県が作成

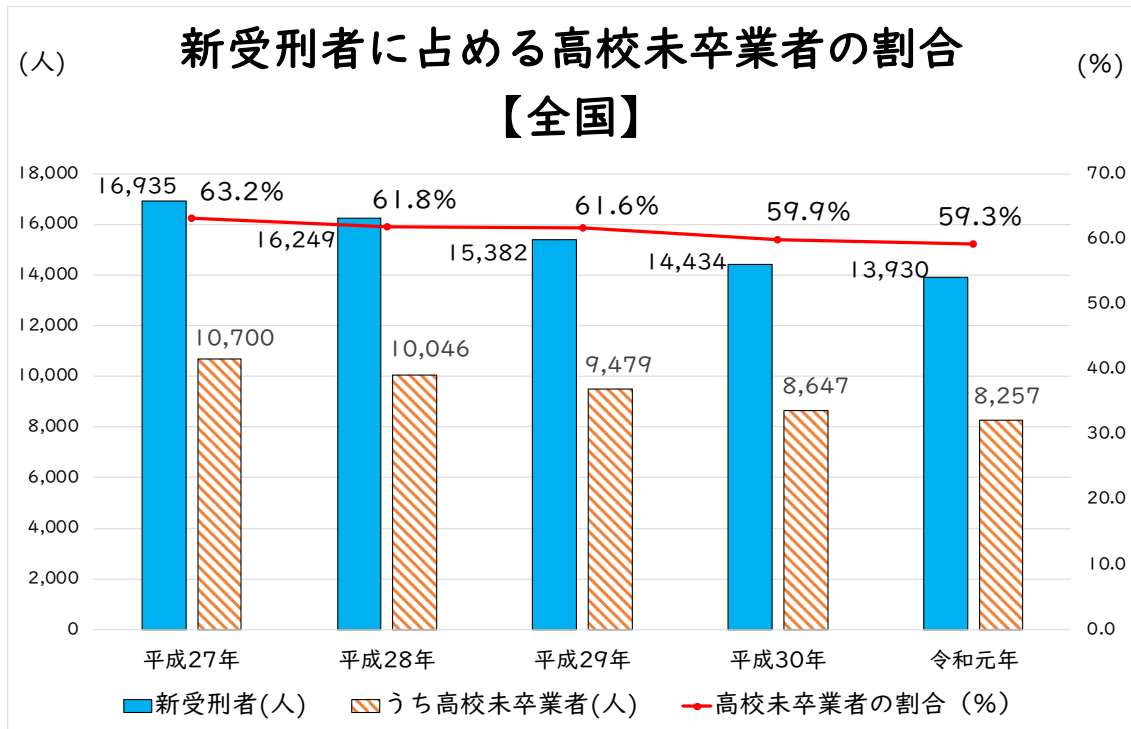
注2) 自立準備ホームについては、薬物依存症リハビリ施設(ダルク等の薬物依存からの回復を目的とした施設のうち、自立準備ホームに登録されているもの)への委託人員数(内数)を含む

(表Ⅱ-27)



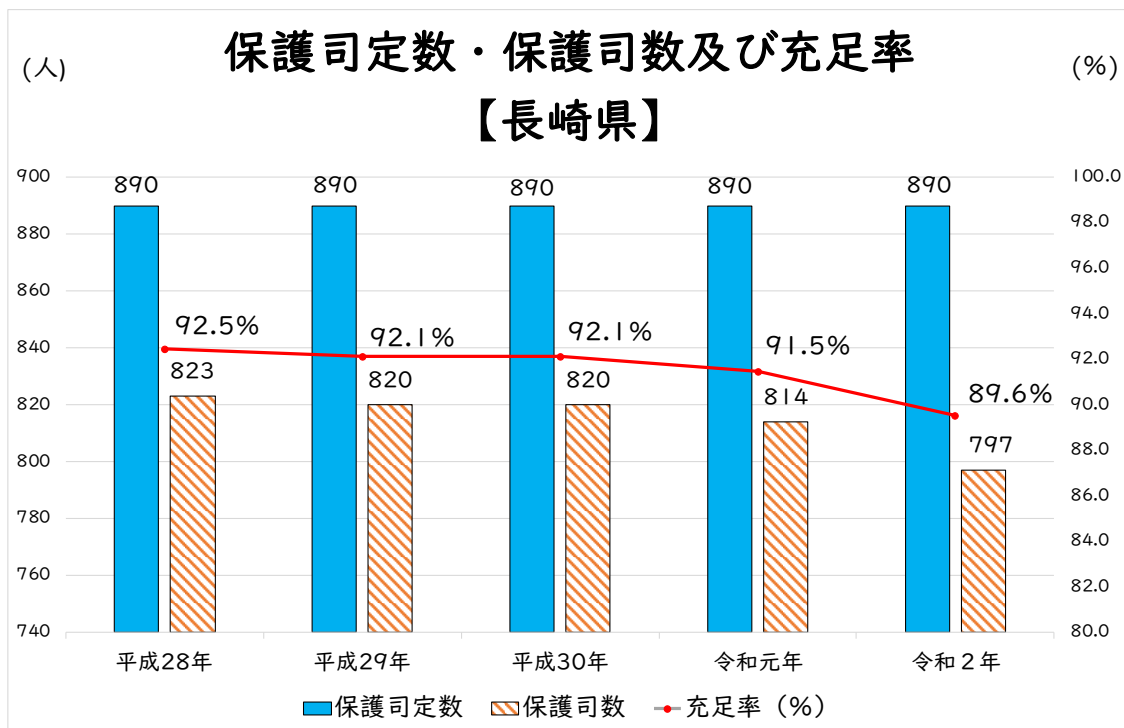
注) 法務省矯正局提供データ(少年は含まず)を基に長崎県が作成したもの
注2) 犯罪時に長崎県に居住していた者

(表Ⅱ-28)

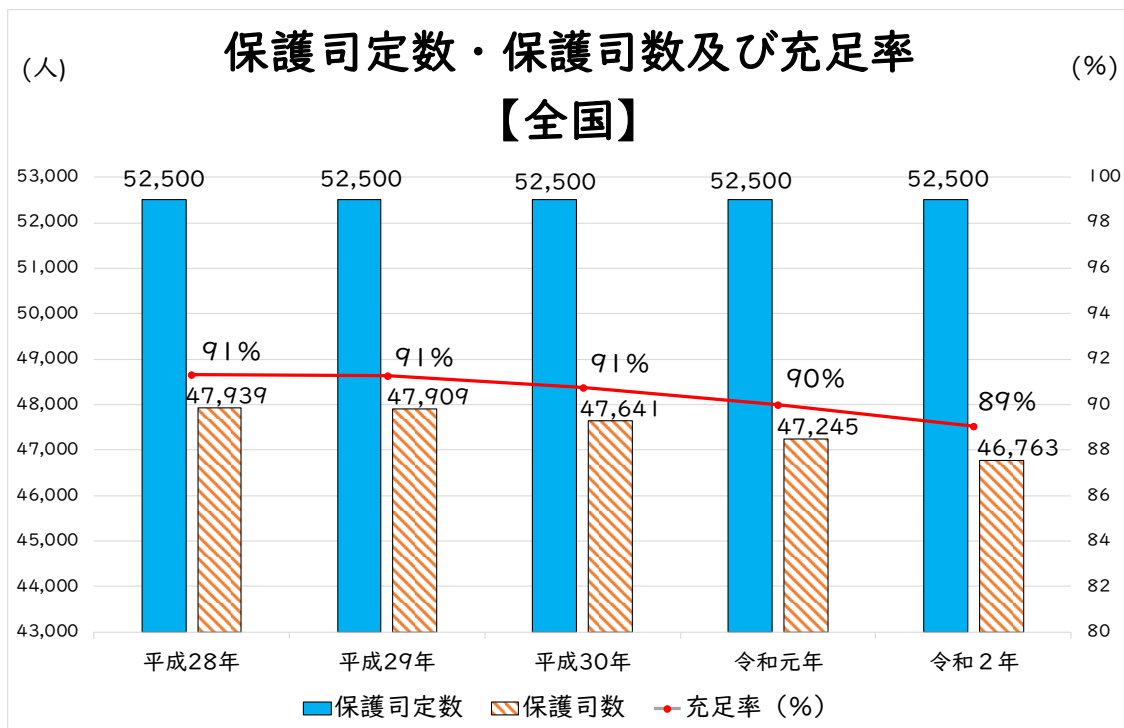


注) 法務省矯正局提供データ(少年は含まず)を基に長崎県が作成したもの

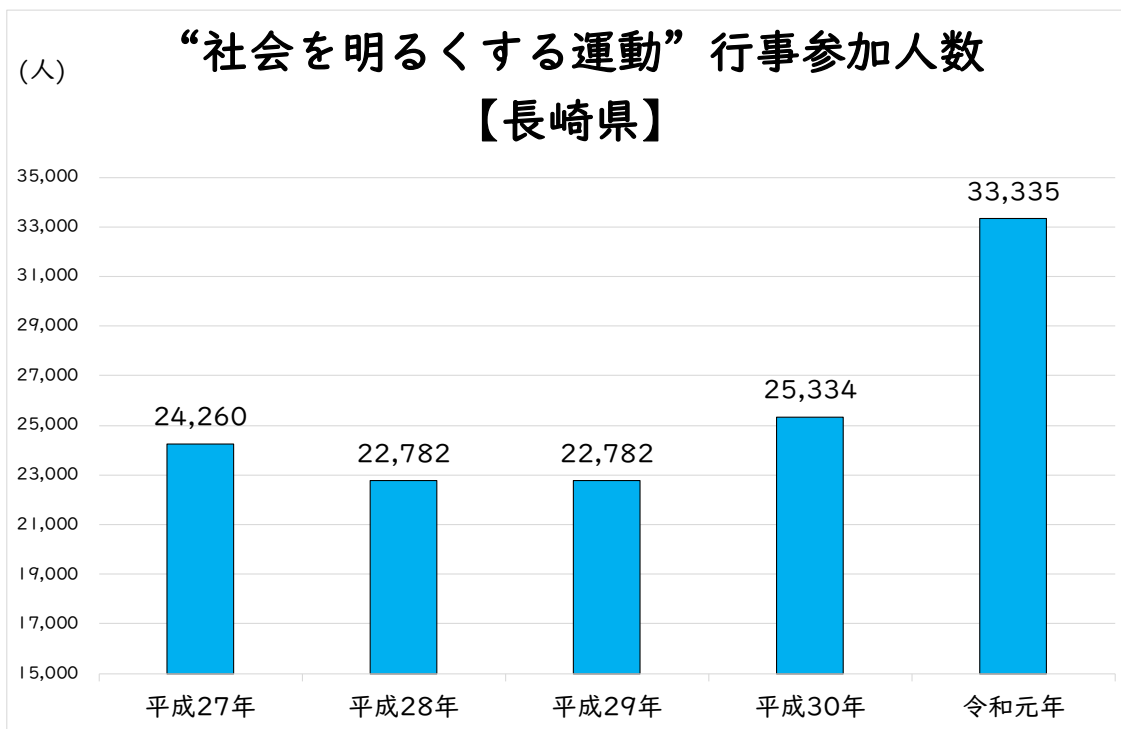
(表Ⅱ-29)



(表Ⅱ-30)



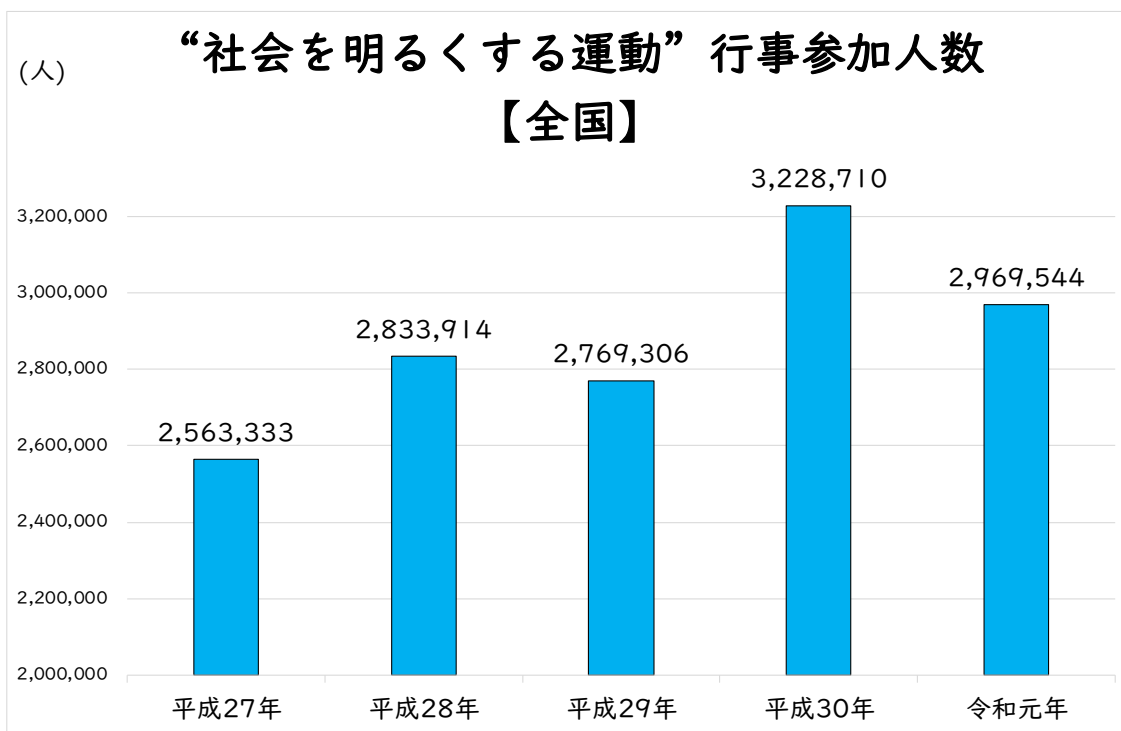
(表Ⅱ-31)



注) 法務省提供データを基に長崎県が作成

注2) “社会を明るくする運動”都道府県及び各地区推進委員会において実施した行事を計上している

(表Ⅱ-32)



注) 法務省提供データを基に長崎県が作成

注2) “社会を明るくする運動”都道府県及び各地区推進委員会において実施した行事を計上している

Ⅲ 施策の展開

第1 関係機関・団体等との連携体制の構築

(1) 現状と課題

国の再犯防止推進計画によると、犯罪をした者等の中には安定した仕事や住居がない人、薬物の依存のある人、高齢で身寄りがいない人、疾病や障害のある人、生活に困窮している人など、地域社会で安定した生活をする上で様々な課題を抱えている人が多く存在しており、中には複雑化・複合化した課題を抱えている人もいます。このような人を支援するためには、刑事司法手続を離れた後も、息の長い途切れることのない支援が必要です。

本県においては、長崎県地域生活定着支援センターを平成 21 (2009) 年度に開設し、福祉的な支援を必要とする矯正施設等を退出所した人等に対し社会復帰の支援をする等の取組を行っています。

しかし、一部の団体や支援者等の力量・熱量に頼るのではなく、組織的かつ全庁的に支援がなされるよう、官民協働のネットワーク等による情報共有や支援体制の構築による連携の強化が重要であると考えています。

(2) 国の取組

「長崎県刑務所出所者等就労支援事業協議会及び推進協議会」、「受刑者の就労支援に係る管区ブロック協議会」、「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に関する連絡協議会」、「刑務所出所者等に対する福祉支援に係る事例研究会」など、各分野において関係機関等で構成する協議会等を設置し、社会復帰に向けた支援が行われています。

長崎刑務所では、社会福祉法人南高愛隣会と協定を締結し、同法人が運営する更生保護施設や就労継続支援事業所において、出所直前の受刑者の職場体験や見学について円滑に実施できる体制を整えています。また、刑務作業として受刑者が制作した刑務所作業製品をふるさと納税の返礼品として活用するなど地元自治体との連携を行っています。

佐世保学園（少年院）では、在院者の効果的な矯正教育の実施及び円滑な社会復帰支援を行うため、家庭裁判所、更生保護機関、少年鑑別所等の関係機関を招へいし、処遇ケース検討会を開催しています。

(3) 県の取組の方向

〈再犯防止に関する関係機関・団体等との連携及び情報共有〉

犯罪をした者等に対する息の長い支援は、市町が行う各種行政サービスを通じて行われることが多いことから、国の関係機関と連携して市町における再犯防止推進に係る意識醸成を図るとともに、取組に係る課題

や情報を共有するため、全市町の再犯防止担当部局が参加する連絡会議を開催するなど、連携強化に取り組めます。また、再犯防止推進の観点から関係機関相互の連携強化を図り、支援に関する情報の共有や本計画を推進する中での課題の協議などを行う「長崎県再犯防止推進ネットワーク会議（仮称）」の設置を検討します。【福祉保健課】

〈犯罪をした者等を必要な支援機関等につなぐコーディネートの実施〉

長崎保護観察所などの関係機関と連携し、長崎県地域生活定着支援センターによるコーディネート業務及びフォローアップ業務を引き続き行います。【福祉保健課】

第2 就労・住居の確保

1 就労の確保

(1) 現状と課題

国の再犯防止推進計画によると、刑務所に再び入所した人のうち、約7割が再犯時に無職であり、仕事に就いていない人の再犯率は仕事に就いている人と比べ約3倍であり、不安定な就労状況が再犯のリスク要因となっています。

本県においては、平成30(2018)年の刑法犯検挙者数(少年を除く)1,647人のうち、830人、50.4%が無職者でした(表Ⅱ-7参照)。また、犯罪時に長崎県に居住地があった新受刑者は、令和元(2019)年には91人おり、そのうち、無職であった者は69人、75.8%でした(表Ⅱ-9及び図Ⅱ-5参照)。どちらも全国の割合に比べ高い割合となっており、本県において就労の確保は大きな課題となっています。

令和元(2019)年における保護観察終了人員(仮釈放者及び保護観察付全部執行猶予者。職業不詳の者を除く。)161人のうち、保護観察終了時に無職者は67人、41.6%であり(表Ⅱ-17参照)、横ばいの状態が続いています。

犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易ではない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間事業者である協力雇用主は、令和2(2020)年7月末日時点で県内173社が登録されています。実際に出所者等を雇用している協力雇用主の状況は、表Ⅱ-21のとおりです。各分野において、様々な就労支援に取り組んでいるものの就職先が見つからない場合や就職しても定着しない等の課題があります。

(2) 国の取組

長崎保護観察所において、「協力雇用主」の開拓を始め、保護観察対象者等を雇用し、指導内容や出勤状況を報告した協力雇用主に対する「刑務所出所者等就労支援事業」が実施されています。

長崎刑務所では、刑務作業(刑務作業として行われる各種職業訓練を含む。)及び改善指導等を通じて職業的知識及び技能を付与しているほか、就労支援スタッフや就労支援ナビゲーターを配置し、ハローワークを通じて「受刑者等専用求人」を受け付け、令和2(2020)年4月、福岡矯正管区内に開設された矯正就労支援情報センター室(通称「コレワーク九州」)と連携して、受刑者が刑務所収容中から求職活動を行い、内定を得ることができるよう支援が実施されています。同所で行われる職業訓練は、溶接科、ビジネススキル科(パソコンスキル)及び介護福祉科がありますが、職業訓練を受ける者を中心に、改善指導として「就労支援指導」を実施しています。指導目的は、職場に適応するための心

構え及び行動様式を身に付けさせるなど、就労生活に必要な基礎知識及び技能を習得させることとし、就労を継続させるために必要なビジネスマナーや円滑なコミュニケーションの方法等について、外部講師と刑務所の教育担当職員により指導を行っています。

佐世保学園（少年院）では、矯正教育として、就労に必要な技能、知識習得のための「職業指導」を行い、資格取得等にも取り組んでいるほか、産業カウンセラーの資格を有した就労支援スタッフを配置し、ハローワークを通じて「受刑者等専用求人」を受け付け、コレワーク九州と連携して、在院中から求職活動を行い、出院時に進路が確定できるよう支援が実施されています。また、在院者の就労及び住居の確保等、円滑な社会復帰支援に向けた理解と協力を得るため、保護者会の開催や保護者が参加するプログラムを実施しています。

長崎少年鑑別所（法務少年支援センターながさき）では、関係機関及び協力雇用主と連携し、就職希望者の職業適性検査を実施しています。また、「刑務所出所者等就労支援事業」により就職した支援対象者及び雇用主等に対する心理的支援を行う相談窓口が設置されています。

（3）県の実施の方向

〈長崎県人材活躍支援センターの運営〉

若者、中高年、女性、高齢者等、幅広い世代の就業支援として、個別カウンセリングや適職診断、各種セミナー（就職基礎セミナー等）、巡回相談などを行い、関係機関と連携し、求職者の就業支援を行います。

【雇用労働政策課】

〈離職者訓練（委託訓練）の実施〉

多様な職業訓練の受講機会を確保し、求職者が職業能力の開発を通じて再就職を実現し、雇用失業情勢や労働力需給の変動に応じて機動的・効果的に職業訓練の受講機会を提供することにより、すべての労働者等（離職者）に対応します。

【雇用労働政策課】

〈学卒者訓練の実施〉

主に新規高卒者を対象に、職業に必要な技能・技術及び知識を習得するための職業訓練を行い、県内企業が求める若年人材を育成します。

【雇用労働政策課】

〈在職者訓練の実施〉

産業界が抱える社員のスキルアップ、指導者不足等の問題に対応するため、在職者向けの資格取得、技能継承やスキルアップのためのセミナーを実施します。

【雇用労働政策課】

〈保護観察対象者の就労支援〉

非行により家庭裁判所から保護観察処分を受けた少年など保護観察対象者に対し、長崎県保護司会連合会及び法務省長崎保護観察所と連携し、長崎県庁内において会計年度任用職員として雇用することにより、再犯や再非行の防止ならびに社会復帰の促進を図ります。 【人事課】

〈農福連携による就労支援〉

障害者就労支援事業所に対する農業技術に係る指導・助言や6次産業化に向けた支援、施設外就労に関する情報提供やマッチング等を行い、障害のある人の農業分野での就労を支援します。

【農業経営課・障害福祉課】

〈障害者就業・生活支援センターによる取組〉

県が指定し、障害のある方に就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う障害者就業・生活支援センターにおいて、国（労働局）が行う就業支援及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行うことにより、障害者の職業生活における自立を図ります。

【障害福祉課・雇用労働政策課】

〈協力雇用主の活動に対する支援〉

県建設工事入札参加者格付審査において、協力雇用主として登録している場合に加点を行うことにより、協力雇用主の取組を支援します。

【監理課】

〈少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動〉

問題を抱える少年や非行を繰り返す少年等に対し、少年警察ボランティアや少年鑑別所等の関係機関・団体と連携して、個々の少年に応じた修学・就労支援や学習支援、社会奉仕体験活動、農業体験活動、スポーツ活動等を通じた立ち直り支援活動を行います。 【少年課】

〈生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業の実施〉

生活困窮者自立支援制度による就労準備支援事業に取り組みます。

【福祉保健課】

2 住居の確保

(1) 現状と課題

国の再犯防止推進計画によると、全国で刑務所を満期で出所した人のうち約5割が適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所しており、これらの人は帰住先が確保された人と比べて、再犯に至るまでの期間が

短いとされています。

令和元（2019）年における県内の刑務所出所者 289 人のうち、刑務所出所時に帰住先がない人は 56 人、19.4%（表Ⅱ-23 参照）となっていますが、出所時に適当な帰住先がないまま満期釈放された人の多くは、極めて不安定な生活環境に置かれていることから、満期釈放前に出所後の住居を確保することが重要です。

また、更生保護施設に入所した刑務所等出所者は、身寄りがないため、退所後に住居を借りようとしても、身元保証人がおらず、家賃滞納歴などにより家賃保証会社等も活用できないことで賃貸借契約ができないなど、更生保護施設退所後の住居の確保も重要となっています。

（2）国の取組

長崎保護観察所において、特別調整、更生緊急保護、保護観察の対象者について、更生保護施設（県内3施設）や自立準備ホームでの一時的な居住の確保が行われています。

また、住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者など）の居住の安定確保を図るため、平成 29（2017）年 10 月に「住宅確保要配慮者等に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）」が改正され、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度や、都道府県等に登録された住宅（セーフティネット住宅）の入居者への家賃債務保証、住宅に係る情報提供・相談、生活相談・支援等の居住支援活動を行う NPO 法人等を居住支援法人として指定する仕組みなど、新たな住宅セーフティネット制度が創設されています。

長崎刑務所では、保護観察所と連携して特別調整を実施しているほか、特別調整に同意しない受刑者や帰住先未定のまま満期釈放となる受刑者について、早期にスクリーニング作業を実施し、一般調整又は独自調整の実施について検討した上、更生緊急保護や乗車保護等の一時的な住居の確保等、出所後の円滑な社会復帰につなげる取組を実施しています。

（3）県の取組の方向

〈地域社会における定住先の確保〉

長崎県地域生活定着支援センターにおいて、高齢者や障害のある人等、矯正施設等出所後に福祉的支援が必要な人に対して、社会福祉施設への入所、居宅となるアパート等への入居の調整など帰住先の確保に向けた支援を行います。【福祉保健課】

〈県居住支援協議会との連携〉

矯正施設等を出所した高齢者や障害のある人等は、住居の確保が困難な人が少なくないため、長崎県地域生活定着支援センターにおいて、長崎県居住支援協議会と連携し、住居の確保に向けた支援を行います。

【福祉保健課】

〈住宅セーフティネット法の推進〉

長崎県居住支援協議会が低額所得者、高齢者、障害者等の住宅確保要配慮者の入居を断らない、セーフティネット住宅の登録推進を行っています。しかし、セーフティネット住宅制度の認知度が低く、セーフティネット住宅の登録件数が伸び悩んでいることから、不動産業者、大家等に対するセーフティネット住宅の登録制度の周知を行います。

【住宅課】

〈公営住宅における取組〉

「長崎県住生活基本計画（H28～R7）」の計画見直し時期（令和3（2021）年度）に併せ、住宅確保要配慮者として「更生保護対象者等」を明確に位置付けるとともに、県福祉部局をはじめ、長崎保護観察所及び更生保護サポートセンター等関係機関との連携を図り、具体的な公営住宅入居への枠組み作りを進めていきます。

【住宅課】

第3 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

1 高齢者・障害のある人への支援

(1) 現状と課題

平成30(2018)年に県内で刑法犯として検挙された者1,647人中、65歳以上の高齢者は531人と、全体の32.2%を占めています(表Ⅱ-7参照)。また、令和元(2019)年の新受刑者91人に占める65歳以上の高齢者は15人、16.5%であり、全国の12.9%に比べて高い割合となっています(表Ⅱ-11、表Ⅱ-12参照)。

また、国の再犯防止推進計画によると、知的障害のある受刑者については全般的に再犯に至るまでの期間が短いとされています。

医療や福祉の支援を必要としている高齢者や障害のある人が保健医療・福祉サービスについて十分な情報を持っていないことで、支援を必要としている人に十分な支援が行き届かず、再犯につながるケースもあることから、円滑な社会復帰に向けて、関係機関相互の連携・協力体制の充実・強化が必要です。

(2) 国の取組

長崎保護観察所においては、矯正施設出所者等のうち、高齢者や障害のある人については、矯正施設や県地域生活定着支援センターと連携して特別調整が行われているほか、更生保護施設や自立準備ホームに入所を調整するなどして、地域の保健医療・福祉サービス等につなげていくための処遇の委託などが行われています。

このほか、心神喪失者等医療観察制度の対象者のうち、社会復帰に向けた支援を要する者については、地方公共団体や精神保健福祉関係機関・団体と連携して生活環境調整が行われているほか、社会復帰施設や高齢者施設への入所を調整するなどして既存の地域の保健医療・福祉サービス等につなげるとともに、同制度終了後もこれらのサービスが長い、途切れることない形で継続されるよう働きかけています。

長崎地方検察庁においては、長崎保護観察所などの関係機関と連携し、起訴猶予者や執行猶予者等のうち、高齢や障害等により、支援を行うことが適当と認められる者について、更生保護施設等へ入所させる「更生緊急保護」等の「入口支援」を行っています。

長崎刑務所では、社会福祉士資格を有する福祉専門官を配置して、特別調整等の業務のほか、全国に先駆け平成23(2011)年から、高齢・障害のある受刑者に対して「社会復帰支援指導」が実施されています。自治体職員や民間の専門家などが外部講師として参画し、受刑者に対し日常生活を送る上で必要な基本的な内容に関する指導や、福祉に関する制度やサービスの説明等を行っています。

長崎少年鑑別所（法務少年支援センターながさき）では、入口支援の一環として、検察庁からの依頼に基づき、高齢あるいは障害のある被疑者に対する知能検査及び認知症検査を実施しています。また、罪に問われた高齢者又は障害者等への支援として、社会福祉法人南高愛隣会からの依頼を受け、同法人が運営する自立訓練・就労継続支援事業所（あいりん）に職員を派遣して心理アセスメントを実施し、個々の利用者の特性に応じた効果的な支援の方法を提案しています。同法人が実施している犯罪防止学習にも職員を派遣し、専門的な見地から再犯防止のための働き掛けを行っています。

（３） 県の取組の方向

〈高齢者・障害のある人への保健医療・福祉サービスの提供〉

長崎県地域生活定着支援センターにおいて、矯正施設出所後に自立した生活を営むことが困難と認められる高齢者や障害のある人に対して、保護観察所や矯正施設等と連携・協力して、要介護認定や障害者手帳の交付、社会福祉施設等への入所などの保健医療・福祉サービスが円滑に利用できるよう支援を行います。 【福祉保健課】（一部再掲）

〈必要な保健医療・福祉サービスを利用できる手続きの円滑な実施〉

長崎県地域生活定着支援センターにおいて、特別調整対象者等へのフォローアップ、関係者からの相談に対する助言や必要な支援を行います。 【福祉保健課】

〈地域包括ケアシステムの構築・充実〉

将来的な地域の人口推移等を見据えながら、高齢者がいくつになっても、一人ひとりの健康の状況や生活の実態に応じて、医療・介護などの切れ目のない必要な支援が受けられ、できる限り住み慣れた地域で人生の最期まで安心して暮らしていくことができる地域づくりを目指して、市町の取組を支援します。 【長寿社会課】

〈日常生活自立支援事業の実施、成年後見制度の体制整備〉

判断能力が不十分な方（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など）が、地域において自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助等の支援を行います。日常生活自立支援事業の利用者のうち、判断能力に欠ける状態となった方は、成年後見制度への移行が必要になりますが、本県は、他県に比べ日常生活自立支援事業の利用者が多く、成年後見制度の利用率が低いなど、支援が必要な人が成年後見制度を利用できていない可能性が考えられます。成年後見制度の審理機関である家庭裁判所とも連携を深めながら、成年後見制度の相談窓口等である、各市町の体制整備支援を継続していきます。 【長寿社会課】

〈多重的見守りネットワークの構築推進〉

高齢者等の多重的見守り体制の構築に向けて、市町や関係機関・団体、民間事業者等で構成する「長崎県見守りネットワーク推進協議会」や市町担当者等を対象としたセミナーを開催するとともに、ICT・IoT 機器を活用した見守りシステムの普及を進めます。 【長寿社会課】

〈認知症サポートセンターの運営〉

地域における認知症支援体制の構築をサポートするための拠点を整備するとともに、市町職員等に対する研修や、認知症サポーターの養成を推進するためのキャラバンメイトの育成を実施します。また、若年性認知症コーディネーターを配置し、若年性認知症の方やその家族に対する相談支援及び集いの場の開催を実施します。 【長寿社会課】

〈認知症疾患医療センターの運営〉

県内8つの二次医療圏域に合計9箇所（基幹型1箇所、地域型4箇所、連携型4箇所）の認知症疾患医療センターを設置し、認知症の鑑別診断や門医療相談など認知症医療体制の推進を図ります。 【長寿社会課】

〈障害のある人の相談支援体制の連携・協力〉

障害のある人が、障害福祉サービスを利用する場合、相談支援事業所においてサービス等利用計画を作成する必要があります。障害のある人の意向を尊重した質の高い計画を作成するため、必要に応じて、長崎県地域生活定着支援センターと連携・協力していきます。 【障害福祉課】

2 薬物依存を有する人への支援

(1) 現状と課題

国の再犯防止推進計画によると、全国の覚醒剤取締法違反による検挙者数は、毎年1万人を超え、新たに刑務所に入所する者の約3割が覚醒剤取締法違反によるものと、高い水準で推移している状況です。また、覚醒剤取締法違反者の2年以内再入所率は16.0%弱（平成30（2018）年出所者）となっており、その依存性の強さから、他の罪名と比べて高くなっています。

本県においては、平成30（2018）年の薬物事犯による検挙者数は41人、そのうち、再犯者数は34人、再犯者率は82.9%と非常に高い割合となっています（表Ⅱ-7参照）。

薬物依存を有する人の回復には、本人やその親族等が地域において相談支援を受けられることに加え、治療・支援等を提供する保健・医療機関の充実、薬物依存症の治療・支援等に携わる人材の育成が重要です。

また、地域の関係機関、民間支援団体等が効果的な支援等を充実させ、

薬物依存からの回復のための長期的な支援につなげることも重要となっています。

(2) 国の取組

長崎保護観察所では、薬物依存を有する保護観察対象者に対し、必要に応じて「薬物再乱用防止プログラム」を実施し、また地域の医療機関における医療や自助グループ等への参加の働きかけを行っているほか、矯正施設における処遇を経ない更生緊急保護対象者のうち、薬物依存を有する人に対して、薬物関係機関等に関する情報提供などの必要な支援を実施しています。

長崎刑務所では、麻薬・覚醒剤その他の薬物に依存がある者を対象として、薬物依存離脱指導を実施しています。指導科目は、必修プログラム、専門プログラム、選択プログラムで構成されています。全対象者に必修プログラムを受講させることに加え、専門プログラム又は選択プログラムのいずれかを受講させています。専門プログラム及び選択プログラムにおいては、NPO法人チューリップ会長崎ダルクに参加していただいております。出所後において、薬物を使用しないための有用な情報に触れさせる機会となっています。

佐世保学園（少年院）では、覚醒剤、大麻その他の薬物に対する依存症がある在院者に対して、特定生活指導として「薬物非行防止指導」を実施しています。さらに、必要に応じて医師による診断を実施するとともに、出院後、継続して医療的なケアが必要な在院者については、紹介状の作成等を行っています。

長崎少年鑑別所（法務少年支援センターながさき）では、入所した少年に対して、健全な育成のための支援の一環として、学習図書の出借や視聴覚教材の視聴等を通して、薬物乱用の危険性、違法性について啓発する取組を行っています。また、県内の学校等からの依頼を受けて職員を派遣し、児童・生徒に対し薬物乱用防止のための授業を行っています。

(3) 県の取組の方向

〈青少年向け予防教育〉

保健所や長崎こども・女性・障害者支援センターでは、中学校・高等学校、大学における依存症に関する講話を実施しています。

【障害福祉課】

〈広報啓発の推進〉

県民に対する講演会の実施など依存症に関する県民の理解促進に向けた啓発活動を実施します。

【障害福祉課】

〈薬物乱用防止に関する啓発活動〉

地域で様々な分野で活動している方を薬物乱用防止指導員として委嘱

し、薬物乱用防止に関する研修会を行うことなどにより、薬物乱用防止に関する人材育成を行っています。

乱用される薬物や薬物依存症に関する正しい知識を普及するため、薬物乱用防止指導員、各地区薬物乱用防止指導員協議会と連携し、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動、麻薬・覚醒剤乱用防止運動、不正大麻けし撲滅運動などの啓発活動を実施しています。【薬務行政室】

〈薬物依存に対する取組〉

薬務行政室及び保健所に薬物相談窓口を設置し、薬物に関する相談支援を行っています。また、長崎こども・女性・障害者支援センターに薬物依存に関する相談窓口を設置し、適切な医療機関・相談支援機関等の紹介を行っています。【薬務行政室】

〈保健所・精神保健福祉センターにおける相談対応・回復支援の実施〉

保健所において精神保健福祉相談として相談対応するとともに、長崎こども・女性・障害者支援センターを依存症に係る相談拠点機関として、平成30年4月から依存症専門相談員を配置し、相談支援体制の充実を図っています。また、長崎こども・女性・障害者支援センターでは、家族に対し、家族支援プログラム「CRAFT」を用いた支援を行い、当事者に対しては、集団支援プログラム DEJIMAARPP（デジマープ）を実施するなど回復支援も行っています。さらに、支援者を対象とした研修会を実施し、相談支援を行う人材の育成を行っています。【障害福祉課】

〈支援体制の構築〉

本人及び家族が孤立しないよう関係機関と連携を図り、依存に関する問題を有する者への支援体制を構築していく必要があり、関係機関と連携し取組を検討していきます。【障害福祉課】

〈薬物依存症専門医療機関等の選定〉

薬物依存症者が適切な医療を受けることができるよう薬物依存症の治療を行う「専門医療機関」の選定を行います。【障害福祉課】

〈民間団体との連携〉

効果的な支援や啓発活動を行うため、アルコール、薬物、ギャンブル等依存症者等の支援を実施する自助グループや回復支援施設等の民間団体との連携を図ります。【障害福祉課】

第4 学校等と連携した修学支援の実施、非行等の防止

Ⅰ 学校等と連携した修学支援の実施

(1) 現状と課題

国の再犯防止推進計画によると、全国の高等学校進学率は、98.5%であり、ほとんどの者が高等学校に進学する状況にある中、少年院入院者の28.9%、入所受刑者の37.4%が、中学校卒業後に高等学校に進学していない状況があります。また、非行等に至る過程で、又は非行等を原因として、高等学校を中退する人も多く、少年院入院者の36.8%、入所受刑者の24.6%が高等学校を中退している状況にあります。

犯罪をした者等の継続した学びや進学・復学のための支援体制が十分でないことなどが課題となっています。また、少年を取り巻く環境が複雑化し、少年の特性も多様化する中、関係機関等との更なる連携と担当職員の専門性の向上が求められています。

(2) 国の取組

平成19(2007)年度から全国の矯正施設内で高等学校卒業程度認定試験(旧大学入学検定試験)を実施し、受験機会の拡大を図っています。

佐世保学園(少年院)においては、復学・進学に係る調整や義務教育未修了者に対する学校教育の内容に準ずる内容の指導が実施されています。また、BBS(Big Brothers and Sisters Movement)会員による非行少年に対する学習支援が実施されており、佐世保学園(少年院)及び長崎刑務所では、高等学校卒業程度認定試験受験に向けた取組が行われています。

長崎少年鑑別所(法務少年支援センターながさき)では、入所した少年に対して、健全な育成のための支援の一環として、外部講師による教科指導、学習用図書や教材の貸与等を行っています。高等学校卒業程度認定試験の教材も取り揃えており、学習の機会を積極的に提供しています。

(3) 県の取組の方向性

〈円滑な学びの継続に向けた支援〉

矯正施設と連携した学びの継続、進学・復学の支援を行います。

【高校教育課】

〈進学や社会的自立に向けた支援〉

高等学校へ進学しない者、高等学校中退者に対する就労支援、高等学校卒業程度資格の取得を目指す者への学習相談、学習支援を実施します。

【高校教育課】

〈学校等における非行防止等のための相談・支援〉

学校における非行防止、薬物乱用防止の教育、いじめや不登校等の相談・支援体制の充実を図ります。また、地域社会における子どもの居場所づくり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる子ども、保護者、学校関係者等に対する相談支援の充実を図ります。

【児童生徒支援課】

〈少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動〉

問題を抱える少年や非行を繰り返す少年等に対し、少年警察ボランティアや少年鑑別所等の関係機関・団体と連携して、個々の少年に応じた修学・就労支援や学習支援、社会奉仕体験活動、農業体験活動、スポーツ活動等を通じた立ち直り支援活動を行います。

【少年課】

〈生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業の実施〉

貧困の連鎖を断つことを目的に、生活保護受給世帯等の中学生等を対象に学習支援・育成支援を行うとともに、保護者に対する子どもの学習や育成に係る相談支援を行います。

【福祉保健課】

2 学校等と連携した非行防止等のための取組

(1) 現状と課題

本県における令和元（2019）年中に刑法犯で検挙・補導された少年（犯罪少年及び触法少年）は194人であり、統計が残る昭和26（1951）年以降、過去最少となりました。罪種別では窃盗犯が124人と最も多く、全体の63.9%を占めており、次いで粗暴犯が41人、全体の21.1%を占めています。学職別では、有職少年が51人で最も多く、次いで小学生が50人、高校生が49人の順となっています。

県内の刑法犯少年は着実に減少していますが、平成30（2018）年における少年の刑法犯検挙人員（触法少年を除く）127人のうち、再非行少年は52人、40.9%（表Ⅱ-5参照）となっており、全国の35.5%（表Ⅱ-6参照）に比べやや高い状況であり、引き続き、再非行防止対策を推進していくことが重要です。

近年の少年非行には、コミュニケーション能力の不足、家庭や地域社会の教育機能の低下など様々な背景があり、その解決には、関係機関、ボランティア団体等と連携し、社会全体で取り組むことが必要になっています。

(2) 国の取組

長崎保護観察所では、復学等が見込まれる少年院在院者や中学校在学中の保護観察対象者については、学校等と十分な連絡を取り合いながら、

必要かつ適切な生活環境調整及び保護観察を行っています。

また、本人が転入学を希望している場合には、被害者や共犯者等が通学している可能性等を留意し、佐世保学園を始めとする少年院、保護司及び引受人等と緊密に情報を共有しながら、生活環境の調整を行っています。

佐世保学園（少年院）では、学校関係者等の団体による施設参観を積極的に受け入れており、少年院の業務のみならず、少年保護手続きの仕組み、特定の非行（薬物、窃盗、性問題など）の防止、児童・生徒の行動理解及び指導方法などを説明しています。また、小中学校に赴き、小中学生に対して法教育を実施しています。

長崎少年鑑別所（法務少年支援センターながさき）では、地域の学校、警察の少年サポートセンター、児童相談所、保護者等からの依頼により、児童・生徒の非行、不良交友関係、家庭や学校での問題行動、知的能力の制約や発達障害傾向等に起因する学校不適応などに関して相談に応じています。問題行動を分析した上で指導方法の提案やカウンセリングを実施しています。また、学校職員や保護者を対象とした非行や子育ての問題、思春期の子どもの行動理解と指導方法などに関する講演・研修、児童・生徒を対象とした法や司法制度等への理解を促す法教育授業の実施等の活動も行っています。

（3） 県の取組の方向

〈学校等における非行防止等のための相談・支援〉【再掲】

学校における非行防止、薬物乱用防止の教育、いじめや不登校等の相談・支援体制の充実を図ります。また、地域社会における子どもの居場所づくり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる子ども、保護者、学校関係者等に対する相談支援の充実を図ります。

【児童生徒支援課】

〈薬物乱用防止に向けた取組〉

乱用される薬物や薬物依存症に関する正しい知識を普及するため、学校等と連携し、児童・生徒に対し、薬物乱用防止教室を実施しています。

【薬務行政室】

〈非行少年に対する取組〉

警察から通告があった非行少年に対して、市町や学校等と連携し、非行に至った背景や家族環境等を調査したうえで、児童相談所への通所による再非行防止プログラム（プログラムの一環として長崎少年鑑別所への見学も実施）の実施や、児童自立支援施設への入所措置による指導や自立支援等を行っています。今後も引き続き、法務省関係機関（長崎少年鑑別所や長崎保護観察所等）や県警少年サポートセンターと連携し、再非行防止を図ります。

【こども家庭課】

〈少年の規範意識向上のための活動〉

教育委員会や学校等と連携しながら、小学校、中学校、高等学校等において児童生徒に対する「非行防止教室」や、「薬物乱用防止教室」を開催します。 【少年課】

〈学校と警察との情報共有〉

「長崎県における学校・警察の相互連絡制度」や「スクールサポーター制度」を通じて、学校と警察が緊密な連携の下で児童生徒の非行等に関する情報を交換し、迅速に効果的な対応をなすことにより児童生徒の非行防止等を図ります。 【少年課】

〈子どものメディア環境の改善〉

長崎県メディア安全指導員を学校等に派遣し、メディアが子どもの心身の成長・発達や学力に及ぼす影響等を児童・生徒及び保護者等へ講演することにより、子どもの生活の乱れ、ゲーム・スマートフォン依存、ネット被害等を防止します。 【こども未来課】

第5 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導のための取組等

1 特性に応じた効果的な指導の実施等

(1) 現状と課題

再犯防止のための指導等を効果的に行うためには、犯罪等の内容はもとより、対象者一人ひとりの経歴や性別、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、経済状況など、様々な特性を把握した上で、その者にとって適切な指導を選択し、継続的に働きかけることが重要です。

(2) 国の取組

長崎保護観察所においては、性犯罪者に対しては性犯罪者処遇プログラム、殺人・強盗・DV等の暴力犯罪者に対する暴力防止プログラム、児童虐待事犯に対する暴力防止プログラム、再犯者率が高い薬物事犯に対する薬物再乱用防止プログラム（簡易薬物検出検査を含む）、飲酒運転防止プログラム等を行っています。このほか、可塑性に富む少年・若年者に対しては、社会貢献活動に積極的に参加してもらい、有用体験を積ませるなどの対象者の特性に応じた処遇の充実を図っています。

また、対象者の「問題性」だけでなく「強み」にも着目した処遇や支援がなされるよう、令和3（2021）年1月からケース・フォーミュレーション（CFP）を段階的に導入するなど、それぞれの特性に応じた処遇の充実を図っていきます。

長崎刑務所では、国が策定した再犯防止推進計画を積極的に推進するため、平成31（2019）年4月1日、社会復帰支援部門が設置され、高齢者、障害者、認知症等の福祉的支援を必要とする受刑者を対象とし、対象者それぞれに効率的、効果的に支援する取組を行っています。また、暴力団に所属する受刑者に対し、暴力団の反社会性を認識させるとともに、暴力団員となった自己の問題性を理解させ、所属していた暴力団から絶縁する意志を固めさせることを目的として「暴力団離脱指導」を実施しています。

佐世保学園（少年院）では、在院者の資質や特性等に応じた個人別矯正教育計画を策定し、その教育計画に基づき、在院者に生活指導、職業指導、教科指導、体育指導及び特別活動指導を実施しています。また、対象者の問題性に応じた教育を展開しており、「被害者の視点を取り入れた教育」、「薬物非行防止指導」、「性非行防止指導」、「暴力防止指導」、「家族関係指導」、「交友関係指導」の特定生活指導、さらに、窃盗、交通及び特殊詐欺に関する各種指導を行っていますが、問題行動の類型にかかわらず、衝動性の低減や統制力の向上等を目指しているマインドフルネスを毎日行っています。

長崎少年鑑別所（法務少年支援センターながさき）では、関係機関

や個人から依頼があった犯罪や非行を起こした対象者に対して、その同意の下、心理検査等を実施し、犯罪や非行、その他の問題行動や社会不適応につながる特性を明らかにし、その改善に焦点を当てた効果的な支援を行っています。犯罪・非行の態様別に、「窃盗」、「暴力」、「薬物」、「性的問題行動」、「交友関係」等をテーマとする認知行動療法に基づいた再犯防止のためのワークブックを実施する取組も行っていきます。

(3) 県の取組の方向

〈県内矯正施設等との連携〉

対象者の特性や対処ニーズを的確に把握するため、長崎県地域生活定着支援センターと長崎保護観察所が連携して、月1回程度のケース会議を引き続き実施します。【福祉保健課】

〈薬物依存に対する取組〉【再掲】

薬務行政室及び保健所に薬物相談窓口を設置し、薬物に関する相談支援を行っています。また、長崎県長崎こども・女性・障害者支援センターに薬物依存に関する相談窓口を設置し、適切な医療機関・相談支援機関等の紹介を行っています。【薬務行政室】

〈少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動〉【再掲】

問題を抱える少年や非行を繰り返す少年等に対し、少年警察ボランティアや少年鑑別所等の関係機関・団体と連携して、個々の少年に応じた修学・就労支援や学習支援、社会奉仕体験活動、農業体験活動、スポーツ活動等を通じた立ち直り支援活動を行います。【少年課】

〈子どもを対象とする暴力的性犯罪者の再犯防止〉

子ども対象・暴力的性犯罪により刑務所に収容されている者の出所情報を法務省から提供された警察庁の通知を受け、これらの者が、出所後に再び子ども対象・暴力的性犯罪を繰り返すことを防止するため、出所者であることが周囲の者に知られないよう十分配慮しながら所在確認を実施するとともに、対象者の同意を得た上で面談を実施し、再犯防止に向けた措置を実施します。【人身安全対策課】

〈ストーカー加害者に対する措置〉

ストーカー加害者は、被害者への執着心が強いことから、被害者への更なるつきまとい等を防止するための措置として、ストーカー規制法に基づく警告、禁止命令等のほか、犯罪未然防止のための口頭による指導・警告を行います。

仮釈放者又は保護観察付執行猶予者である加害者の特異動向を把握した場合は、保護観察所と情報共有を図り、保護観察所が仮釈放の取消し

の申出又は刑の執行猶予の言渡しの取消しの申出を検討する場合は、必要な協力を行うなど、ストーカー加害者に対する適切な措置を実施します。

また、ストーカー加害者に対し、医療機関等によるカウンセリング等の受診への働きかけを行うなど、精神医学的・心理学的アプローチを推進します。 【人身安全対策課】

〈暴力団離脱希望者に対する各種支援活動の推進〉

長崎刑務所と連携を図り、同刑務所に服役中の暴力団組員のうち希望者に対して、社会復帰アドバイザーによる離脱支援講話を実施し、離脱後の就労支援等について説明するなど、離脱に向けた働きかけを行っています。 【組織犯罪対策課】

〈受入れ企業拡大の推進〉

暴力追放運動推進センター及び協力雇用主を登録する長崎保護観察所等と連携の上、暴力団離脱者の受入れ企業の拡大や広域連携への加入促進を図っています。 【組織犯罪対策課】

【参考（長崎県警提供データ 令和元（2019）年12月末現在）】

全国の暴力団構成員等の総数	約 28,200 人
県内の暴力団構成員等の総数	約 190 人
指定暴力団（全国）	24 団体
長崎県	11 組織

2 犯罪被害者等の心情等を理解するための取組

（1）現状と課題

犯罪をした者等が社会復帰する上で、自らのした犯罪等の責任を自覚し、犯罪被害者等が置かれた状況やその心情を理解することが不可欠です。

（2）国の取組

長崎保護観察所では、もとより犯罪被害者支援に取り組んでおり、犯罪被害者等の心情等伝達制度の一層効果的な運用に努めるとともに心情伝達制度を犯罪被害者等が利用したときは、所内でケースカンファレンスを実施しています。また、しよく罪指導プログラムを通じて犯罪被害者等の視点を取り入れた指導等を行っています。

◎更生保護における4つの犯罪被害者等施策

意見等聴取制度	地方更生保護委員会が行う加害者の仮釈放・仮退院の審理において、被害者等から意見等を聴取することができる制度。
心情等伝達制度	被害者等から心情や意見を聴取し、加害者へ伝達することができる制度。加害者が保護観察を受けている期間中に限って利用可能。
被害者等通知制度	加害者の保護観察状況（保護観察の開始・終了、特別遵守事項の内容、毎月の面接回数等）を定期的に被害者等へ通知する制度。
相談・支援	被害者等からの相談に応じ、被害者支援に関する制度の説明や、関係機関・支援団体の紹介等を行う制度。

長崎刑務所では、被害者の命を奪い、又はその身体に重大な被害をもたらす罪を犯した受刑者を対象として、「被害者の視点を取り入れた教育」を実施しています。公益社団法人長崎犯罪被害者支援センターにも御協力いただき、罪の大きさや被害者及びその遺族等の心情等を認識させるとともに、再び罪を犯さない決意と被害者等に対する謝罪等について、誠意をもって対応していく具体的な方法を考えさせることを目的としています。

佐世保学園（少年院）では、「被害者の視点を取り入れた教育」を実施しています。自己の犯罪・非行が与えた被害を直視し、その重大性や被害者の置かれている状況を認識するとともに、被害者及びその家族に対する謝罪の意思を高め、誠意を持って対応していくための方策について考えることを目的としています。被害者等の心情を正面から受け止めるための指導として、ゲストスピーカー（犯罪被害者等）による講話を行っています。

長崎少年鑑別所では、犯罪被害者の手記等を図書として多数整備しており、観護措置により収容された在所者に貸出を行っています。少年鑑別所は心身の鑑別を行うことを主目的としており、少年院のように教育を行う施設ではありませんが、図書の貸出のほか、面接や日記・作文等の課題を通して、在所者が自己の非行を振り返り、被害者の心情等を推し量ることができるよう、きめ細やかな働き掛けを行っています。また、地域援助業務においては、非行等の問題行動を起こして来所した対象者に対して、再犯防止のためのワークブック等を実施して、被害者の心情理解を促すようにしています。

(3) 県の取組の方向

〈犯罪被害者等の支援〉

犯罪被害者等に対する問題を社会全体で考え、共に支え合い誰もが安全に安心して暮らすことができる社会の実現を目指し、犯罪被害者等支援の充実のため、県、市町や県警、民間支援団体などの関係機関と連携し、会議・研修会の開催、支援に関する広報啓発活動を行っているほか、性犯罪・性暴力被害者に向けては、相談対応や、カウンセリング等の心理的支援、病院受診を助成する医療支援、弁護士相談等の法的支援を可能な限り一か所で行うことを目的に「サポートながさき」を設置しています。

【交通・地域安全課】

〈県民の理解の増進〉

犯罪被害者等は、犯罪行為による直接的な被害に加え、周囲の偏見や無理解による心ない言動、報道機関による過剰な取材等によって、精神的な苦痛を受けたり、私生活の平穏を侵害されたりする二次被害も受けます。このような犯罪被害者等の置かれている状況をはじめ犯罪被害者等の心情について、県民の理解を深めることは、犯罪の未然防止にもつながることから、犯罪被害者等支援施策に関する広報を充実するとともに、市町及び関係機関・団体と連携した啓発活動を展開していきます。

【交通・地域安全課】

〈犯罪をした者等の家族等に対する支援〉

犯罪をした者等に対して効果的な指導・支援を行うためには、その家族等への支援も求められてきます。家族等の状況についても、犯罪をした者等が有する特性の一つであり、再び罪を犯さないためには、本人にとって最も身近な存在である家族等に対する支援も重要ですので、長崎県地域生活定着支援センターにおいて、関係機関と連携して状況に応じた支援を行います。

【福祉保健課】

第6 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

1 民間協力者の活動促進

(1) 現状と課題

再犯防止への取組は、地域において犯罪をした者等の指導・支援にあたる保護司、社会復帰を支援するための幅広い活動を行っている更生保護女性会員、様々な問題や課題を抱える少年に対して、身近な存在として接しながら、健全な成長を支援するBBS会員等の更生保護ボランティアや矯正を支える篤志面接委員や教誨師、少年の非行防止及び少年の保護を図るための活動を行う少年警察ボランティアなど、多くの民間ボランティアの活動により支えられています。

また、更生保護法人をはじめとする様々な民間団体により、犯罪をした者等が社会復帰するための支援活動も行われています。

本県においては、令和2（2020）年6月1日現在で保護司は定数890人に対し現員数792人と充足率は89.0%となっています。また、同年4月1日現在の長崎県更生保護女性会の会員数は3,072人、長崎県BBS会員は75人、県内の更生保護施設は3施設、自立準備ホームは5事業所・9施設となっています。

保護司の充足率が年々減少し、高齢化が進んでいることや、民間ボランティア及び民間団体の取組みが地域社会において十分に認知されていないことなどの課題があります。

(2) 国の取組

長崎保護観察所においては、保護司と保護観察対象者との面接場所や保護司組織の活動拠点を確保するとともに、更生保護ボランティアと地域の関係機関等との連携を促進するため、地域における更生保護ボランティアの活動の拠点となる更生保護サポートセンターが県内全保護区（11か所）に設置されています。長崎刑務所では、高齢又は障害を有する等の理由により円滑な社会復帰が困難と認められる受刑者に対し、基本的な生活能力、社会福祉制度に関する知識等を付与するとともに、出所後、必要に応じて福祉的支援を受けながら、健全な社会生活を送るための動機付けを高めさせることを目的として、長崎保護観察所、諫早市、長崎県県央保健所、諫早年金事務所、更生保護施設「雲仙・虹」、長崎県地域生活定着支援センター等の協力を得て、「社会復帰支援指導」を実施しています。また、篤志面接委員の協力による教科指導、各種クラブ活動、面接相談や、教誨師による宗教行事及び教誨を実施しており、受刑者に参加する機会を与えています。

佐世保学園（少年院）では、篤志面接委員や教誨師のほか、プロサッカー選手、医師等の民間協力者を招へいし、在院者に対する指導を実施

しています。また、功績のあった民間協力者に対し、感謝状を贈呈するなど、活動の促進を図っています。

長崎少年鑑別所では、在所者の健全育成を図るため、民間協力者等と連携し、希望者に対して学校教科に関する学習指導、メディアリテラシーに関する教育、ビジネスマナー指導、平和学習等を実施しています。

(3) 県の取組の方向

〈民間協力者の確保に対する支援〉

保護司の人材確保を支援するため、長崎保護観察所と連携し、退職者関係団体等を通じて保護司に関する周知などの取組みを行います。また、民間ボランティアや民間団体における再犯の防止等に関する取組みを広く県民に理解してもらい、活動を促進していくための広報・啓発活動に取り組みます。【福祉保健課】

〈民間協力者の活動に対する支援〉

長崎県更生保護協会が実施する更生保護事業に要する経費を助成し、更生保護事業の推進を図ります。【福祉保健課】

〈少年警察ボランティア活動の支援〉

少年補導員や、大学生等で構成する学生サポーターなどの少年警察ボランティアに対して協働での街頭活動、情報提供等の支援を行います。【少年課】

2 広報・啓発活動の推進

(1) 現状と課題

昭和 26 (1951) 年から、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築くことを目的とした「社会を明るくする運動」が実施されており、街頭広報活動など、県内各地で様々な活動が展開されています。また、国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止推進法において、7月を「再犯防止啓発月間」とする旨定められています。こうした再犯の防止等に関する取組みは、県民にとって必ずしも身近なものではないことから、理解や関心が十分に深まっているとはいえないため、「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間」についての周知が必要です。

(2) 国の取組

社会を明るくする運動作文コンテストや弁論大会等を開催し、小中高生の再犯防止への意識の醸成に取り組んでいます。

更生保護の役割を周知し、出所後の社会復帰に理解を深めてもらうため、協力雇用主や更生保護ボランティアなどを対象とした矯正施設の施設見学会が実施されています。

長崎刑務所では、施設見学の受入れについて、公的機関に限らず幅広く実施しているほか、矯正展等のイベントを当所以外にも、佐世保市、大村市、五島市等の各地で実施しており、矯正の現状や取組等の広報・啓発活動を積極的に行っています。

佐世保学園（少年院）では、地方公共団体、地元大学及び更生保護団体等への施設参観を通じて、少年保護手続きの仕組みや少年の非行傾向、行動理解及び指導方法等についての広報を行うとともに、近隣刑事施設で開催される矯正展に参加し、矯正教育に関する広報・啓発活動を実施しています。また、特別活動の社会貢献活動として、佐世保市内の特別養護老人ホームや福祉型障害児入所施設で清掃活動等を行っています。

長崎少年鑑別所（法務少年支援センターながさき）では、地域の方々にも活動を理解していただけるよう、施設見学を積極的に受け入れています。また、関係機関の連携を強化し、地域における非行及び犯罪の防止のための活動を推進するために、地域援助推進協議会を毎年開催しています。

(3) 県の取組の方向

〈再犯防止に関する啓発活動の推進〉

毎年7月に実施されている「社会を明るくする運動」の強調月間及び「再犯防止啓発月間」の県民への認知度を高めていくため、長崎保護観察所をはじめ関係機関等と連携しながら、様々な広報媒体を活用した広報・啓発に取り組みます。【福祉保健課】

〈民間協力者に対する表彰〉

更生指導、犯罪や非行のない明るい社会づくりと福祉の増進に功労のあった保護司及び更生保護女性会員に対して、感謝状の贈呈を行います。【福祉保健課】

〈人権教育・啓発の取組〉

お互いがそれぞれの違いを認め合い、自分自身の人権だけでなく、他人の人権についても深く理解し尊重する、そのような共生の社会を実現していくために、あらゆる場・あらゆる機会を通じて人権教育・啓発の取組を推進します。【人権・同和対策課】

IV 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、国・市町・関連団体等との連携・協力により再犯防止の施策に取り組みます。また、県と国の関連機関等で構成する「長崎県再犯防止推進ネットワーク会議（仮称）」を新たに設置し、情報交換や課題の共有、長崎県再犯防止推進計画の進捗管理などを行います。